

農業分野における外国人材の受入れ

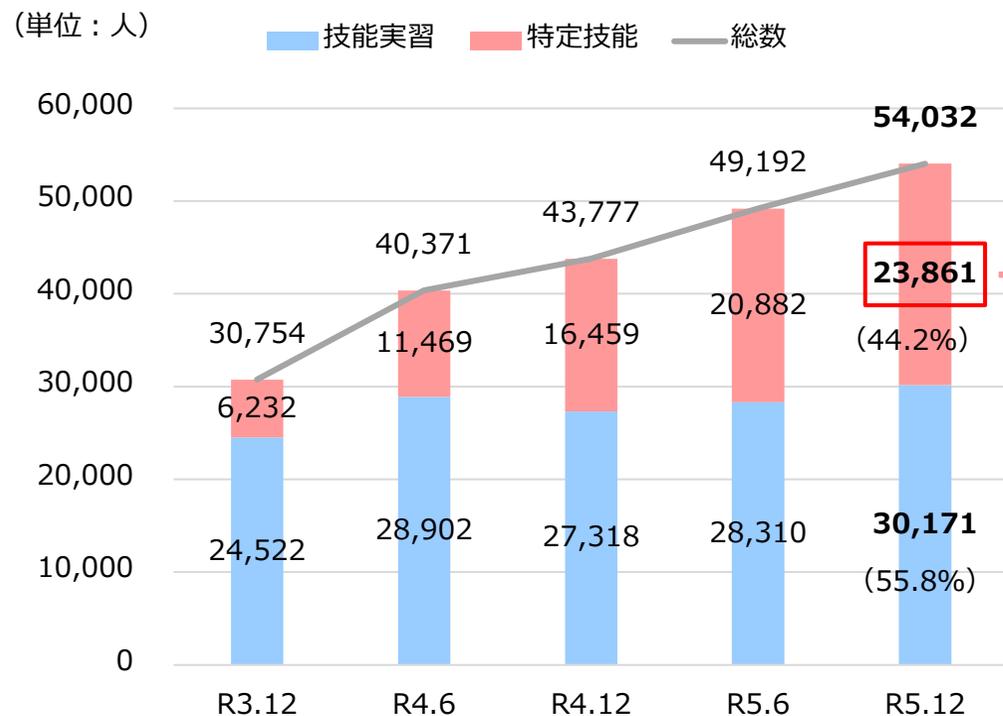
令和 6 年 1 1 月

農林水産省

農業分野の外国人材の受入れの状況

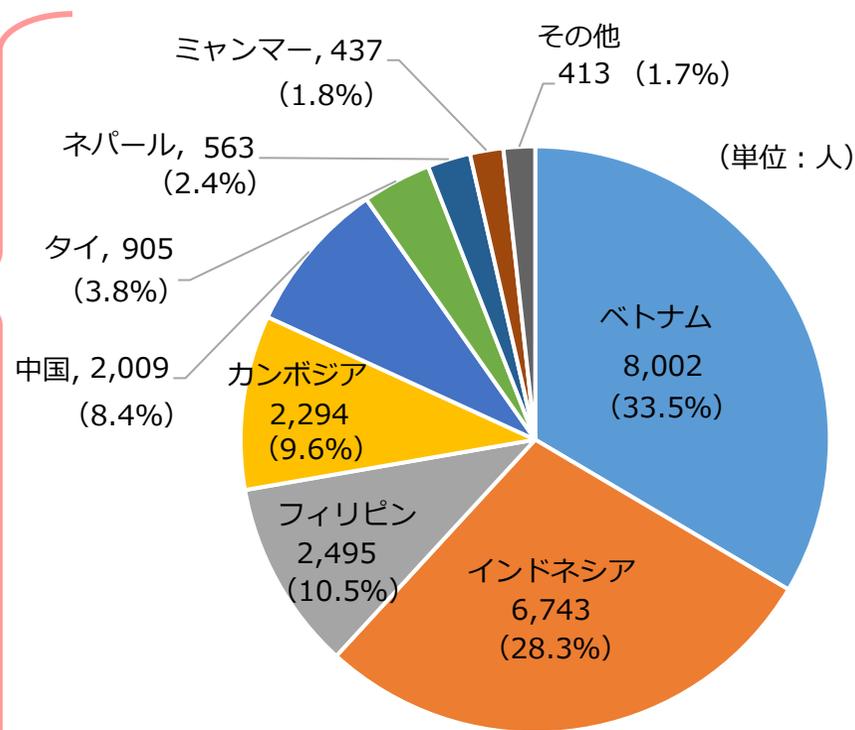
- 農業分野で働く技能実習生と特定技能外国人の総数は令和5年12月末時点で約5万4千人。
- 特定技能外国人は制度が創設された令和元年度からの5年間で約2万4千人となり、割合も年々増加。
- 国籍別ではベトナム、インドネシアの順で多くなっている。

農業分野の技能実習生数及び特定技能外国人数の推移



資料：出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」
(令和5年12月末現在) 及び
出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」(令和5年12月末現在)
を基に農林水産省で作成

特定技能外国人の国籍別内訳



資料：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」
(令和5年12月末現在) を基に農林水産省で作成

我が国における外国人労働者（総数 約204.9万人）の現状

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①身分に基づく在留資格 約61.6万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約59.6万人

（いわゆる「専門的・技術的分野」 ※「特定技能」含む）

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

※就労を目的とした新たな在留資格（「特定技能」）

・一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるもの。（1号と2号に区分）
 ・受入れ対象分野については、真に必要な分野に限定する。
 ・在留期間の上限は、1号は通算で5年とする。

③特定活動 約7.2万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約41.2万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以降に資格変更した技能実習生も同様。）。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約35.3万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、 通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況（令和5年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（雇用対策法第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

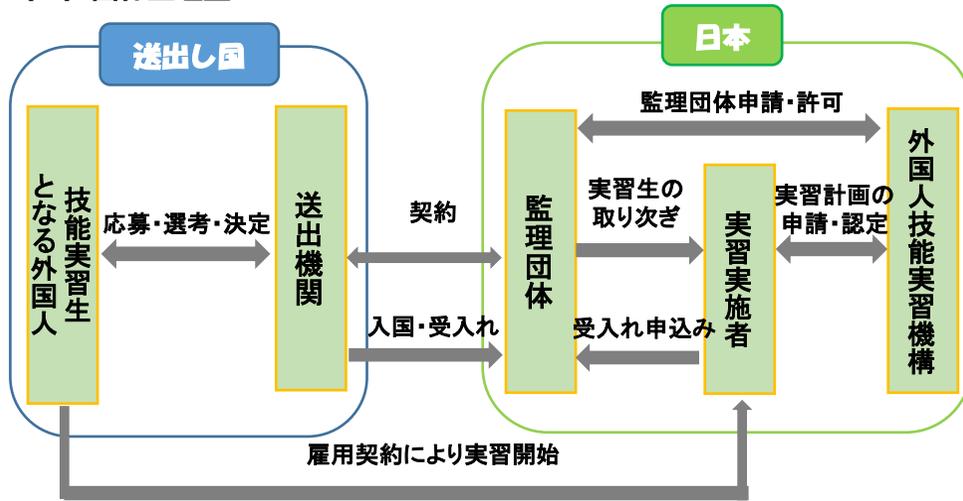
農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

	技能実習制度 (技能実習法)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能1号」、「特定技能2号」 ➤ 就労目的
在留期間	最長5年 ※第1号(1年)、第2号(2年)、第3号(2年) ※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内に、 1か月以上帰国させる必要	「特定技能1号」：通算5年（1年を超えない範囲の在留期間を更新） 「特定技能2号」：上限なし（3年、1年又は6月の在留期間を更新） ※在留期間中の帰国可
従事可能な 業務の範囲	・ 耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・ 畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業の実習も可能	「特定技能1号」：・ 耕種農業全般 ・ 畜産農業全般 「特定技能2号」：1号で従事可能な業務及び当該管理業務 ※日本人が通常従事している関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することも可能
技能水準	—	「特定技能1号」：相当程度の知識又は経験を必要とする技能 「特定技能2号」：熟練した技能 ※業所管省庁が定める試験等により確認。 ただし、1号については、技能実習（3年）を修了した者は試験を免除。
日本語能力 の水準	—	「特定技能1号」：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本 ※業所管省庁が定める試験等により確認。 ただし、技能実習（3年）を修了した者は試験を免除。
外国人材の 受入れ主体 (雇用主)	実習実施者（農業者等） ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	・ 農業者等 ・ 派遣事業者（農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定）
在留者数	30,171人 (令和5年12月末現在 入管庁公表)	27,807人 (令和6年6月末現在 入管庁公表)

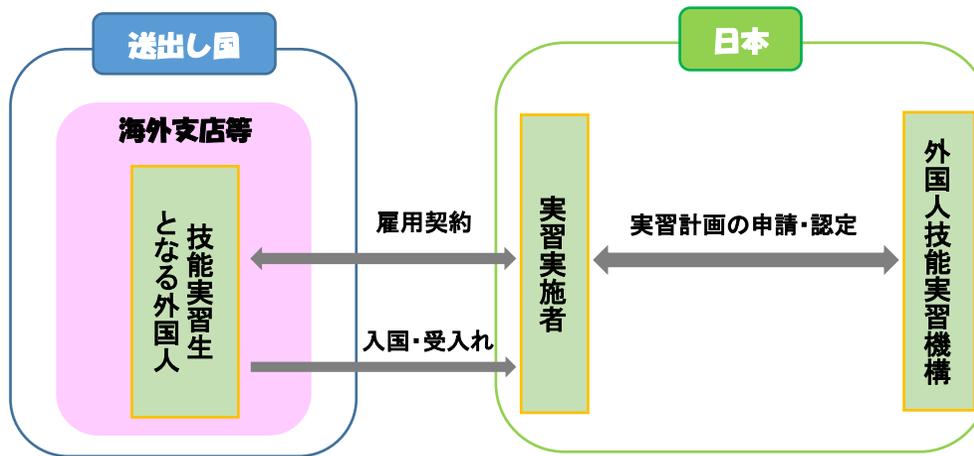
技能実習制度と特定技能制度の比較

① 技能実習制度

(1) 団体監理型



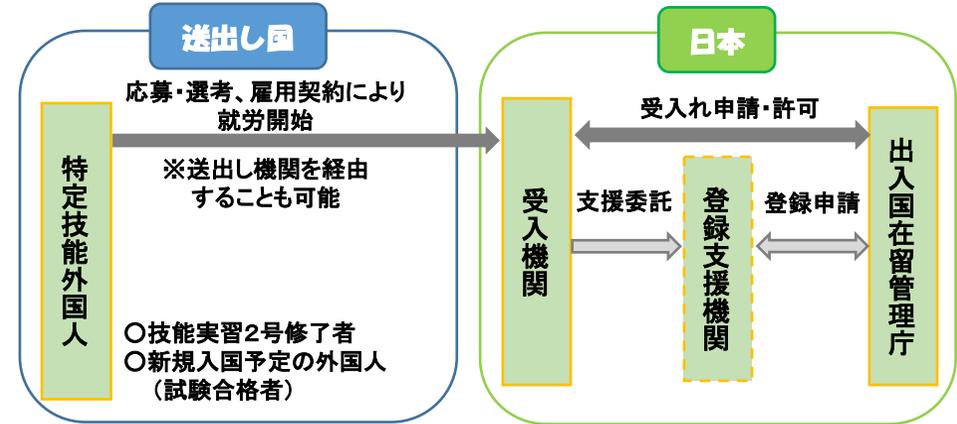
(2) 企業単独型



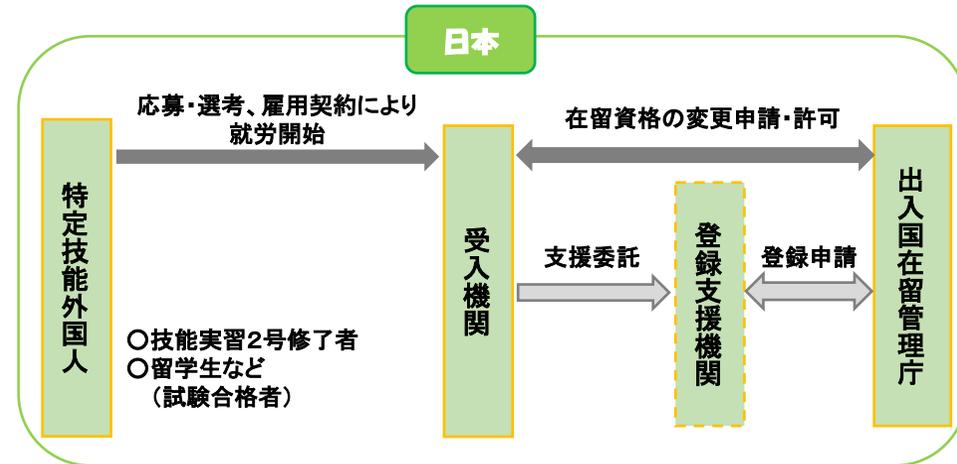
○技能実習生は、1年間の技能実習(1号)を経て、一定の技能習得ができたと評価されれば、最長5年間の技能実習(2・3号)を受けることが可能。

② 特定技能制度

(1) 海外から採用するケース



(2) 国内在留者を採用するケース

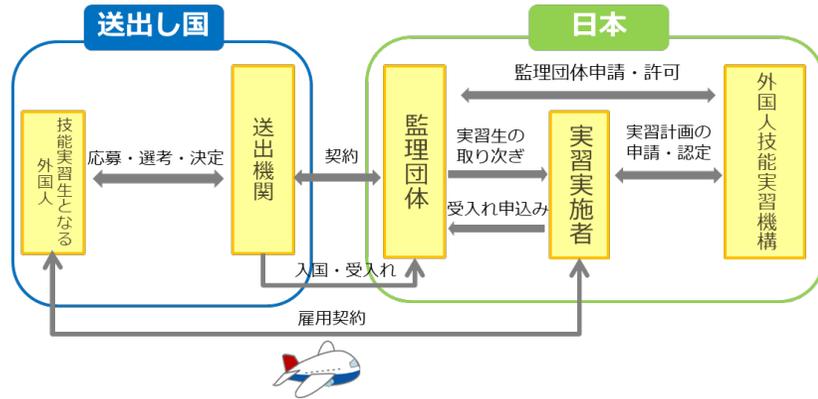


○特定技能1号については、通算5年間(途中での出入国可)就労可能。
○特定技能2号については、在留期間の更新回数に上限なし。(要更新)

農業分野における技能実習制度の概要

- 監理団体(農協や事業協同組合等)が技能実習生を受け入れ、傘下の組合員・会員(農業経営体)が実習計画に基づき1~5年間の技能実習を実施。
- 農業分野においては、技能実習1号段階では職種・作業の限定はないが、2・3号段階では、2職種6作業が対象となっている。

➤ 団体監理型による技能実習生の受入れ



➤ 農業分野の技能実習2・3号移行対象職種・作業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

(参考)

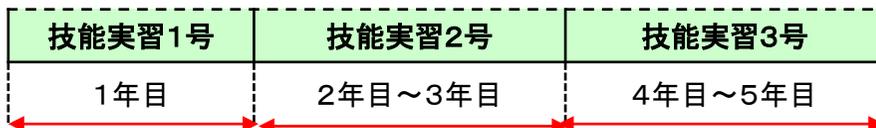
農業分野に対応している監理団体数(令和6年10月15日時点)

	全分野	農業分野
特定監理事業	1,631	537
一般監理事業	2,111	1,154
計	3,742	1,691

資料:外国人技能実習機構公表資料より

➤ 技能実習期間

- 技能実習生は、1年間の技能実習(1号)を経て、一定の技能習得ができたと評価されれば、最長5年間の技能実習(2・3号)を受けることが可能。



※ 2・3号移行には、農業技能評価試験に合格することが必要。

※ 3号移行には、監理団体及び実習実施者の双方が優良な機関であると認められることが必要。

○ 特定監理事業:1・2号の実習監理を行う監理団体

○ 一般監理事業:一定の要件を満たした優良な監理団体として、

1・2号だけでなく3号の実習監理も行うことが可能な監理団体

農業分野における特定技能による受入れの概要

受入れ見込み数 (5年間の最大値)	・78,000人(特定技能1号のみ)											
人材の基準	<p>[技能試験] (1号、2号) ※技能実習2号修了者は1号の試験免除。 農業技能測定試験 ①耕種農業全般 ②畜産農業全般</p>	<p>・実施主体は(一社)全国農業会議所 ・2019年秋から実施。 ・実施国・開催時期等については(一社)全国農業会議所のHPにて公表。 https://asat-nca.jp/</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th><試験結果(累計)></th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定技能1号 (令和6年9月末時点)</td> <td>73,309人</td> <td>64,954人</td> </tr> <tr> <td>特定技能2号 (令和6年9月末時点)</td> <td>1,016人</td> <td>345人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1号試験は令和元年6月開始。2号試験は令和5年12月開始。</p>	<試験結果(累計)>	受験者数	合格者数	特定技能1号 (令和6年9月末時点)	73,309人	64,954人	特定技能2号 (令和6年9月末時点)	1,016人	345人
	<試験結果(累計)>	受験者数	合格者数									
	特定技能1号 (令和6年9月末時点)	73,309人	64,954人									
特定技能2号 (令和6年9月末時点)	1,016人	345人										
<p>[日本語能力試験] (1号のみ) ※技能実習2号修了者は免除。 ①日本語能力試験(N4以上)、②国際交流基金日本語基礎テスト</p>	<p>・実施主体は①(公財)日本語国際教育支援協会・(独)国際交流基金、②(独)国際交流基金 ・実施国・開催時期等についてはそれぞれのHPにて公表。 https://info.jees-jlpt.jp/ (日本語能力試験), https://www.jpf.go.jp/jft-basic/ (日本語基礎テスト)</p>											
	<p>[実務経験] (2号のみ) ①耕種農業(畜産農業)の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験 ②耕種農業(畜産農業)の現場における3年以上の実務経験</p>											
受入れの停止・再開	農林水産大臣は、 ・人手不足状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討等を行う ・受入れ見込み数を超えそうな場合は、法務大臣に受入れ停止を求める ・受入れ停止後、再び必要性が生じた場合は、法務大臣に受入れ再開を求める											
業務	①耕種農業全般(栽培管理、集出荷・選別等 ※栽培管理の業務が含まれている必要) ②畜産農業全般(飼養管理、集出荷・選別等 ※飼養管理の業務が含まれている必要) ③2号については、①または②の業務に加えて、当該管理業務 日本人が通常従事している関連業務(農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することも可能											
受入れ機関等の条件	①「農業特定技能協議会」に参加し、必要な協力を行うこと ②過去5年以内に同一の労働者(技能実習生を含む)を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験 またはこれに準ずる経験があること 等											
雇用形態	①直接雇用 ②労働者派遣(派遣事業者は、農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定)											

<対策のポイント>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

<事業目標>

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<事業の内容>

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。

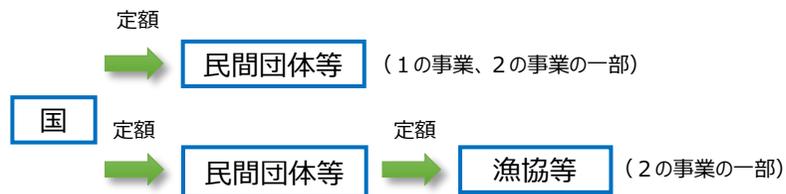
2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。

3. (令和5年度補正予算)働きやすい環境づくり緊急対策のうち外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

上記1、2のほか、農業分野において、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**及び国内の外国人材に対して、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供に取り組む際に必要な**カリキュラム・コンテンツの開発**や**講習会開催**等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○ 令和6年度予算

1. 日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の拡大・実施
2. 外国人材等がアクセスしやすい相談体制の整備、外国人材の労働環境の実態把握と改善のための助言、雇用主による就労環境改善の取組事例の周知等

民間団体等

- | | |
|-------------|----------------------------|
| 1. 試験の作成・更新 | 試験の実施（農業・漁業） |
| 2. 相談窓口の設置 | 外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動 |
| | 優良事例の収集・周知 等 |

○ 令和5年度補正予算

1. 海外で働く意向のある外国人材に対する、受験の促進と日本の農業現場への就労支援のため、現地説明・相談会を開催
2. 国内の外国人材への学習機会の提供

民間団体等

- | | |
|-------------|-------------|
| 現地説明・相談会の開催 | 学習機会の提供（農業） |
|-------------|-------------|

【お問い合わせ先】

（農業分野）	経営局就農・女性課	（03-6744-2159）
（漁業分野）	水産庁企画課	（03-6744-2340）
（飲食料品製造業分野）	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	（03-6744-1869）
（外食業分野）	外食・食文化課	（03-6744-2053）

外国人材向け・事業者向け相談窓口の設置

- 日本の農業現場で就労する外国人材が働きやすい環境を整備するため、外国人材受入総合支援事業において、外国人材及び事業者向け相談窓口の設置を支援。（事業実施主体は株式会社JTB）
- 相談窓口は電話とメール、オンライン対面の3種類を設置し、外国語13言語に対応。
- 外国人材の労働環境の調査・分析を行い、回答内容に応じ外国人材へ助言活動を実施。
- 令和5年度の相談件数は2,709件

特定技能として働いている／働きたい 外国人材の皆様向けの相談窓口について

※受入れ事業者または登録支援機関等各種支援を行っている外国人の方（特定技能1号で在留していない方）は、上記「事業者向け相談窓口」にご連絡ください。

対応言語

英語・中国語・タイ語・インドネシア語・ベトナム語・
ミャンマー語・カンボジア語・ネパール語・シンハラ語・ヒンディー語・
モンゴル語・ベンガル語・ウズベク語

事業者 株式会社JTB

☎ 03-6628-8605

※受付時間は、平日10:00～17:30（JST/日本標準時）となります。
※三者間通訳（通訳者をはさんで、同時に3人で話す）を利用した通話となります。
※ウズベク語については、メール相談のみ承ります。

✉ maff-gaikokujinzai@jtb.com

メールで相談する際には、必ず以下の内容をお知らせください。

①氏名 ②国籍 ③現在住んでいる国 ④在留資格（日本に住んでいる人のみ） ⑤従事したい分野（※次から選んでください【農業/その他】） ⑥お問い合わせ内容

オンラインでの相談について

相談窓口では、インターネットのシステム（Microsoft Teamsを予定しております）を使ったオンライン相談もできます。
オンラインで相談したい方は、はじめにお電話かメールでお問い合わせください。

事業者様向けの相談窓口について

対応言語

日本語

事業者 株式会社JTB

☎ 03-6630-8179

✉ maff-gaikokujinzai@jtb.com

メールでのお問い合わせの際には、必ず以下の項目・内容をご記載ください。

【件名】企業向け農林水産省特定技能外国人相談窓口問い合わせ

①企業名 ②住所 ③電話番号 ④氏名（ふりがな）⑤受入れを検討している分野（※次よりご選択ください【農業/その他】）⑥お問い合わせ内容

オンライン対面窓口について

相談窓口では、オンラインコミュニケーションツール（Microsoft Teamsを予定しております）を利用したオンライン対面相談も受け付けております。ご希望の方は、お電話またはメールでお問い合わせください。

<今後の取組>

日本国内の外国人材がより相談しやすい手段として、
LINEを活用したチャット・チャットボットの設置を
検討。

相談窓口特設ページはこちら



農業分野における特定技能外国人受入れの優良事例集

- 一般社団法人全国農業会議所が「外国人材受入総合支援事業」により、農業分野で特定技能外国人を受け入れている農業者等の優良事例集を作成・公表。
- 特定技能外国人に明確なキャリアアップ制度を設けている等のモデルとなり得る事例を紹介し、支援の工夫や受け入れる際の心構え、技能実習生との役割分担など参考となる情報を掲載。



農業分野における

特定技能外国人受入れの 優良事例集

【令和5年度版】



一般社団法人 全国農業会議所

農業分野における 特定技能外国人受入れの優良事例集 【令和5年度版】

目次

【事例1】 安定した労働力の確保を目指し住みやすい環境づくりと大規模畜舎を建設	4
【事例2】 リスク分散しながら経営規模拡大 外国人材の住環境も整備	10
【事例3】 日本人も外国人もすべてにおいて一緒 キャリアアップ、昇給は実力主義	16
【事例4】 100年以上の幅広い野菜栽培で、ちびエコ野菜認証などを取得	21
【事例5】 「分からない」はNo! 積極的に自分から学ぶ姿勢を大切に	26
【事例6】 日本アグレッシブな農家を目指して一人一人が主役として輝く職場に!	31
【事例7】 日本での特定技能の経験を生かし帰国後のキャリアも見据えた人材の育成を	36
【事例8】 農家ではなく一からスタート 国内外の人材を育て、将来は外国人社長も視野に!	42
【事例9】 受入れ機関として、また登録支援機関理事長として外国人材受入れを拡大していく	47
【事例10】 外国人材の受入により売り上げ10倍に 法人化を果たして海外展開も視野	52
【事例11】 外国人材にはフレンドリーに接し、家族並みの付き合いを続けていきたい	57
【事例12】 外国人材とともに進めるJA運営の町畜産産振興センター	62
【事例13】 日本人とともに多国籍、多様な人材を雇用し安心・安全なたまご食材を供給	67
参考資料	73

<内容>

- ① 制度導入のきっかけ・取り組み
- ② 雇用契約・支援内容
- ③ 労働条件とキャリアアップ・処遇
- ④ 受け入れた効果、今後の受入れ国等の考え方
- ⑤ 特定技能外国人の声

【事例1】 安定した労働力の確保を目指し 住みやすい環境づくりと大規模畜舎を建設



受入れ機関
 ようてい農業協同組合
 (北海道旭川市) (登録支援機関)

特定技能外国人
 株式会社「フォース」
 (北海道札幌市)

基本情報

● 業種
 畜産業(養豚)

● 業種別
 2023年10月現在、養豚(100頭)・養鶏(200頭)

● 従業員数
 日本人30人
 外国人30人(特例)

住環境整備

● 特定技能外国人 36人(マニラ・男性20人・女性16人)

● 滞在施設での滞在がメイン

● 36名全員、北海道の観光地に観光交流団を実施(10月、8月、9月、10月)

導入のきっかけ・取り組み

● 30名以上の外国人材を受け入れることになったのは、日本人の労働力不足が深刻化しているため、今後はより外国人材を受け入れることが必要だと判断したためです。

● 1人1人に対しては、日本語を習得し、生活に慣れるための支援を行っています。また、生活に慣れるための支援を行っています。

優良事例集はこちら↓
 [外部リンク(全国農業会議所)]





農業分野における特定技能外国人受入れの優良事例

向井農園

耕種

～リスク分散しながら経営規模拡大～

- 北海道倶利伽羅郡真狩村
- 耕作面積：43ha（露地）、ハウス1棟
- 主な作物：ばれいしょ、ダイコン、ニンジン等
- 外国人材：特定技能2人、技能実習1人



<特徴的な取組>

- ・農園の敷地内に従業員宿舎を建設し6畳間を1人1部屋としている。
- ・住宅手当を月に1万円支給。
- ・外国人材に対し、年2回のストレスチェックを行っている。
- ・日本語の勉強やコミュニケーションのため、1日の仕事を日本語で日記に書いてもらうようにしている。

株式会社グリーンファーム落合

耕種

～100年以上の幅広い野菜栽培でちば野菜エコ認証を取得～

- 千葉県八街市
- 耕作面積：6ha ハウス：水耕1棟、土耕11棟
- 主な作物：水耕栽培小ネギ、パクチー等20品目
- 外国人材：特定技能3人、技能実習1人



<特徴的な取組>

- ・耕作ノウハウを伝授しつつ、可能な限りのIT化、自動化、可視化によりスムーズな業務を実現。
- ・指導役の男性には、人材育成手当（1万円）を支給。
- ・今後は、外国人材を主体とした労働環境になることを想定し、特定技能の3人とも何等かのリーダーにしてい予定。

株式会社Farm大越

耕種

～キャリアアップ、昇給は実力主義～

- 栃木県宇都宮市
- 耕作面積：28ha（露地）、ハウス72棟
- 主な作物：イチゴ、オクラ、水稻等
- 外国人材：38人（うち特定技能29人、技能実習6人）



<特徴的な取組>

- ・就業規則により待遇は日本人と同じ。就労開始後6カ月後には、時給アップにつながる自己アピールの機会を設けている。
- ・外国人リーダーを配置。農場長や管理職への昇格も検討。
- ・GAP（JGAP、グローバルGAP）やHACCP等を取得し教育している。

ゆうき青森農業協同組合酪農振興センター 畜産

～外国人材とともに進める町営畜産振興センター～

- 青森県上北郡六ヶ所村
- 飼育頭数：乳用牛育成 700頭
- 外国人材：特定技能2人、技能実習1人



<特徴的な取組>

- ・作業上必要な大型機械等の資格は、JAが全額補助し取得。
- ・時間外労働は一般企業と同様に割増し、時間外労働は125%、休日出勤は135%としている。
- ・3カ月に1度位、農協の職員全体を対象とした研修に参加し、作業中の事故や交通規則、交通事故等に関する講義を受けている。

農業分野における特定技能外国人受入れマニュアル

- 一般社団法人全国農業会議所が「外国人材受入総合支援事業」により、農業分野で特定技能外国人を受け入れる際の農業者等のマニュアルを作成。
- 在留資格の概要、制度を活用するために外国人材及び受入れ機関が満たすべき基準、外国人材の雇用や労務管理で注意すべきことなどについて説明。
- 令和5年6月に農業分野も対象となった「特定技能2号」に関する情報も掲載。
- 作成したマニュアルを説明資料として、農業者に対し外国人材を受け入れる際及び受入れ後に必要となる知識やノウハウ等を伝える説明会を全国9ブロックにおいて実施。



1 特定技能制度

(1) 特定技能制度と運用の基本方針

①外国人労働者の受入れに関する基本的な方針
外国人労働者の受入れに関して、政府は「専門的・技術的分野の外国人材は積極的に受け入れ、それ以外の分野の外国人材は様々な検討を要する」という方針をとっています。

②特定技能制度
この方針の下、2019年4月、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みとして、特定技能制度が始まりました。

③特定技能制度の運用に関する基本方針
基本方針では、本制度の意義のほか、特定産業分野（2023年11月現在12分野）、求められる人材、関係行政機関に関する基本的事項、その他の重要事項などが定められています。

(2) 特定技能外国人の在留資格

①在留資格「特定技能」の創設

【就労が認められる在留資格の技能水準】

これまでの在留資格
【高度専門職（1号・2号）】
【教授】
【技術・人文知識・国際業務】
【介護】
【労働】
【技能】等

新たに創設された在留資格
【特定技能2号】
↑↑↑
【特定技能1号】

【技能検定】

特定技能外国人を受け入れる在留資格には、「特定技能1号」と「特定技能2号」があり、こ

<目次>

1. 特定技能制度
特定技能外国人の在留資格、家族帯同に関する情報等
2. 特定技能外国人受入れに際し農業者が押さえるべきポイント
受入れの形態・期間、受入れまでのプロセス等
3. 特定技能外国人雇用と労務管理の注意点
賃金水準、社会保険、安全衛生管理のポイント等
4. 外国人材とのコミュニケーションや注意事項
日本語能力向上の取組、生活支援情報の提供等
5. 農業技能測定試験と各国の送出手続き
試験の概要や実施方法について
6. 全国農業会議所が対応した相談のQ&A
7. 事例調査に見る優良な受入れ事例の紹介
特定技能外国人の声等

受入れマニュアルはこちら→
[外部リンク（全国農業会議所）]



外国人材呼び込みのための現地説明・相談会の取組

- 農業分野の特定技能試験実施国において、日本の農業現場への就労意欲の喚起、特定技能試験の受験の促進を図るため、外国人材受入総合支援事業において令和5年度から開催。
- 外国人材の雇用に関心のある日本の農業経営体も参加し、外国人材雇用の足がかりとしてもらうほか、日本の農業の魅力を伝える講演も実施。
- 令和5年度はインド、インドネシア、フィリピンで開催し、日本での就労を希望する外国人750人以上（オンライン含む）が参加。（事業実施主体は全国農業会議所）

<現地説明・相談会の内容>

- ① 日本の農業、特定技能制度などの説明
- ② 農業経営体の講演
- ③ 農業経営体と参加者との個別相談会

<参加した日本の農業経営体の声>

- ・ 学生とSNSでつながり、今後の採用に向けて足掛かりができた。
- ・ 引き続き面談を行って採用を検討したい人材と出会えた。
- ・ 現地の送り出し機関とつながりができ、今後の採用活動に幅が生まれた。
- ・ インド人の採用も積極的に受け入れたいと思った。



説明会の様子



農業経営体の講演



農業経営体と参加者との個別相談会

<開催実績>

開催日	実施国	開催場所
令和5年 10月25日～10月27日	インド	①ハリヤナ州パルフルの SUSV（教育機関） ②アッサム州グワハティ
令和6年1月20日	インドネシア	バンテン州タンゲラン （インドネシア農業工学 ポリテック）
令和6年3月22日	フィリピン	マニラ

外国人材の労働安全衛生教育について

- 労働安全衛生法第59条第1項では、「事業者は労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない」こととされている。
- 農作業現場に就労する外国人材が農作業を安全で衛生的に行うため、農作業安全の教育用に英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語の4カ国語に対応したリーフレットを作成し、農業現場に周知。

農作業安全を 学びましょう

労働安全衛生関係法令では、労働者が従事する業務により労働災害に被災しないよう、働く場の環境、取り扱う機械設備や材料の持つ危険性や有害性を知らせるほか、安全な作業手順などを教育しなければならないとしています。本リーフレットは、よくある災害事例を紹介しつつ、農作業を安全で衛生的に行うために最初に身につけるべき事項をとりまとめたものです。

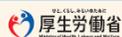


近年、農作業中の死亡事故数は年間 250 人程度で推移しています。就業者 10 万人当たりの死者数も増加傾向にあり、危険とされている建設業を上回り、他産業との差が拡大傾向にあります。また、死亡事故を要因別にみると、農業機械作業に係る事故が全体の 7 割を占める状態が継続しています。

そのような中、今後、農業経営の法人化や農業支援サービス事業の利用が拡大していく現状、不慣れた未熟練労働者が農業機械作業などリスクの高い業務に従事することが想定されます。

このため、使用する機械・設備の危険箇所や使用する資材の有害性を労働者に周知するとともに、災害事例を踏まえ、正しい作業方法を教育する必要があります。

農林水産省



BELAJAR TENTANG KESELAMATAN PEKERJAAN PERTANIAN

Peraturan perundang-undangan terkait keselamatan dan kesehatan kerja mewajibkan untuk memberi tahu mengenai risiko dan bahaya dari lingkungan tempat kerja, mesin dan peralatan yang ditangani, dan material agar pekerja tidak mengalami kecelakaan kerja dari pekerjaan yang dilakukannya. Selain itu juga harus mendidik mengenai prosedur kerja yang aman. Pamflet ini akan memperkenalkan contoh kecelakaan yang sering terjadi sambil merangkum mengenai hal-hal yang harus dikuasai di awal untuk melakukan pekerjaan pertanian dengan aman dan bersih.



Akhir-akhir ini, jumlah korban kecelakaan meninggal ketika melakukan pekerjaan pertanian berada di sekitar 250 orang per tahunnya. Jumlah korban meninggal per 100.000 orang pekerja juga berada pada tren bertamabah dan berada di atas bidang konstruksi yang dianggap berbahaya sehingga perbedaan dengan industri lain berada pada tren yang semakin membesar. Jika melihat kecelakaan meninggal berdasarkan faktornya, kecelakaan yang berhubungan dengan pekerjaan mesin pertanian terus berada dalam kondisi yang mencakup 70% dari keseluruhan.

Dalam kondisi seperti itu, pekerja tidak terampil yang belum terbiasa diperkirakan akan melakukan pekerjaan berisiko tinggi seperti pekerjaan mesin pertanian karena ke depannya akan semakin banyak usaha pertanian yang menjadi badan usaha dan semakin banyak yang memanfaatkan program layanan dukungan pertanian.

Untuk itu, diperlukan sosialisasi bagi pekerja mengenai titik berbahaya pada mesin dan peralatan yang digunakan atau bahaya dari material yang digunakan serta diperlukan juga pendidikan mengenai cara kerja yang benar dengan memperhatikan contoh kasus kecelakaan.

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



主な項目

■ 機械・設備の危険箇所



■ 転倒災害



■ 熱中症



■ 資材の有害性



■ 機械の点検



■ 責任者への報告

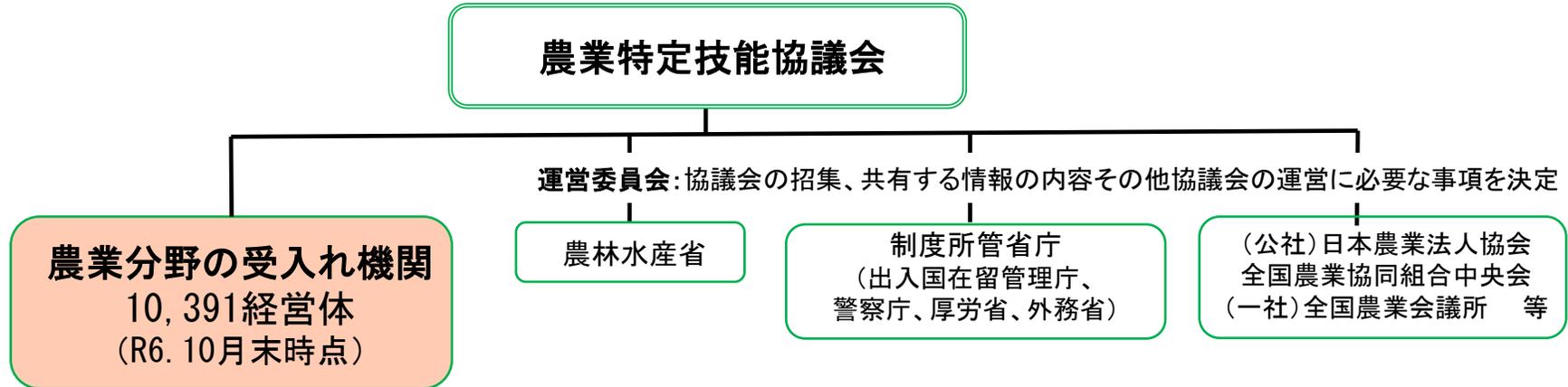


リーフレットはこちら →



農業特定技能協議会について

- 制度の適切な運用を図るため、農林水産省が平成31年3月27日に設置。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人が受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握しての必要な対応等を実施。
- 農業分野の受入れ機関は令和6年9月末時点で10,158経営体。



活動内容

- ① 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- ② 受入れに係る人権上の問題等への対応
- ③ 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- ⑥ 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- ⑦ ⑥を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜き等の自粛要請等を含む）
- ⑧ 特定技能所属機関に対する協議会の会員であることの証明
- ⑨ 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

※1 全国9ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄）にて「地域協議会」も設置。（活動内容は⑧を除く）

※2 農業特定技能協議会に加入した受入れ機関は、追加の加入申請をすることなく所在の都道府県を管轄する地域協議会の構成員にもなります。13

農業分野の外国人材の人権保護の取組

- 2011年、国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持され、企業に人権尊重を求める動きが加速。
- 2022年、日本政府は、国連の指導原則をはじめとする国際スタンダードを踏まえた「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のガイドライン」（以下「人権ガイドライン」）を策定。
- 農業の業界団体においても、日本農業法人協会が「人権方針」を策定するなど具体的な取組の動き。

■ ビジネスと人権に関する指導原則

- 3つの柱
- 人権及び基本的自由を尊重、保護する国家の既存の義務
 - 法令を遵守し人権を尊重する企業の役割
 - 権利及び義務が侵されるとき実効的な救済をする必要性

■ 人権ガイドライン

- 対象
日本で事業活動を行うすべての企業・個人事業主
- 企業における人権尊重の取組の全体像
 - 人権方針の策定
 - 人権デューデリジェンス（※1）の実施
 - 自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済
- 人権尊重の取組に当たっての考え方
 - 経営陣によるコミットメントが重要
 - 人権侵害リスクはどの企業にもある
 - ステークホルダー（※2）との対話が重要
 - 優先順位をつけて取り組む
 - 各企業の協力が重要

■ 農業の業界団体の主な取組

一般社団法人 全国農業会議所	人権ガイドラインを踏まえた「外国人材の適正受入れマニュアル」の作成・配布
公益社団法人 日本農業法人協会	「人権方針」を策定・公表（令和5年3月） 農業分野における「ビジネスと人権」対応マニュアル公開（令和6年2月）
一般社団法人 全国農業協同組合中央会	JAグループSDGs取組方針、JAグループGAP取組方針に基づき、各取組の推進
特定技能派遣事業者 コンソーシアム	農業分野において特定技能外国人の派遣を認められた事業者で設立（令和6年4月） 派遣外国人材のための人権方針を公開（令和6年10月）

■ 外国人材の適正な受入れに向けた対応状況

《周知》	・農業技能実習・特定技能協議会を通じた人権尊重の周知
《教育》	・受入中又は受入れを検討する農業経営体を対象としたセミナー開催 ・外国人材の適正受入れマニュアルの作成・公開
《相談対応》	・外国人材向け相談窓口の開設（13か国語に対応）、農業経営体への助言活動
《確認》	・農業現場に就労する外国人材の労働環境・生活環境に関する満足度調査の実施
《その他》	・労働基準法適用除外規定の準拠（技能実習生） ・「労働安全」「人権保護」を含む国際水準GAP（農業生産工程管理）の普及・推進

※1 企業が、自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権侵害等を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報公開してのために実施する一連の行為。
 ※2 取引先、自社・グループ会社及び取引先の従業員、消費者、業界団体、国や地方自治体等

農業分野における特定技能外国人の派遣形態による受入れ

- 農業分野では季節性による作業の繁忙など特有の事情があるため、**派遣形態での受入れ**が可能となっている。
- 派遣事業者は、Ⅱの4つの要件いずれかに該当し、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で**適当と認める者**。
現在27社（令和6年8月末時点）が該当。

Ⅰ 労働者派遣形態により受け入れる必要性 （農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針）

農業分野においては、

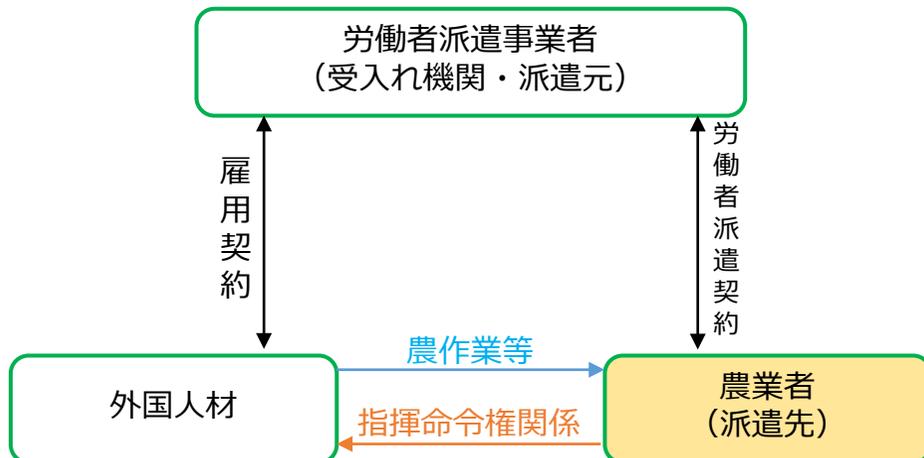
- ① 冬場は農作業ができないなど、**季節による作業の繁忙がある**、
- ② 同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の**農作業のピーク時が異なる**といった特性があり、**農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通**といった**農業現場のニーズに対応する必要がある**

Ⅱ 派遣事業者の要件 （特定技能基準省令第2条第1項第9号イ）

以下のいずれかに該当し、かつ、**法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当と認める者**

- ① 農業又は農業関連業務を行っている事業者
- ② ①又は地方公共団体が資本金の過半数を出資している事業者
- ③ 業務執行に実質的に関与していると認められる者が地方公共団体の職員又は①に掲げる者等
- ④ 国家戦略特区法に規定する特定機関であること

（参考1）特定技能外国人の派遣形態



（参考2）特定技能外国人の派遣形態での受入れ事例

YUIME株式会社

- 東京都港区、沖縄県那覇市
- 主な派遣先:北海道、四国、九州・沖縄
- 外国人材:特定技能1号人材 600名
特定技能2号人材 16名
(令和6年9月末時点)

<特徴的な取組>

- ・2013年～農業繁忙期に特化した**派遣事業**を沖縄から開始
- 2017年～全国産地間連携**を開始
- 沖縄:サトウキビ12月～,九州:茶3月,北海道:馬鈴薯6月～,四国:みかん10月～
練度を高めていることでマネージャー、リーダー体制を構築
- 生産性の高いチーム作りにより生産農家の維持・拡大を強く推進
- 2024年より農業分野における特定技能2号人材を育成**



農業分野の特定技能派遣事業者コンソーシアム 組織概要

目的

特定技能外国人の派遣を認められた労働者派遣事業者が相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行っていくことにより、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指すとともに、農業全体の発展へ寄与することができるよう活動を行う。

特に、企業活動による人権侵害について企業の責任に関する国際的な議論が活発となっていることを踏まえ、人権方針の策定・実行を中心に、派遣外国人材のキャリアアップに向けた仕組みづくり等を通じて事業者の自発的な発展を促進する。

構成員

派遣事業者 9社

・YUIME株式会社（事務局）



・株式会社ジョブズ・エル



・株式会社アルプスアグリキャリア



・株式会社ワークマネジメント



・株式会社グロップ



・株式会社HRC



・PERSOL Global Workforce株式会社



・株式会社Mプランニング



【オブザーバー】（一社）全国農業会議所

・スタッフ・パートナーズ株式会社



主な活動

【これまでの取組】

令和6年4月 コンソーシアム発足

令和6年10月 人権保護方針の策定、公表

【今後の取組予定】

・人権デューディリジェンス（DD）に係る取組の具現化

・人権DDの周知徹底と適切な実行

・特定技能外国人材のキャリアプランの仕組みづくり

特定技能派遣事業者コンソーシアム「人権保護方針」概要

第1 はじめに

◇人権保護方針の位置付け

- ・農業分野で特定技能外国人材の派遣を認められた労働者派遣事業者が、相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行うことにより、農業経営者、農業関係事業者、外国人材等から信頼と賛同を得て、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指す。
- ・関係するビジネスパートナー（派遣先の農業経営体等）などすべての人々に対して、コンソーシアムの信念や見解を共有するために人権保護方針を策定。

◇人権保護方針の適用範囲

- ・本コンソーシアムの構成員である派遣事業者に所属する全ての役員及び農業分野の特定技能外国人を含む従業員
- ・派遣先の農業経営体をはじめとしたビジネスパートナーに対しても方針を遵守いただくことを期待。

第3 推進方法

◇人権DD（デューディリジェンス）

- ・構成員それぞれが人権に対する負の影響を特定・評価し、負の影響を防止・軽減するための措置を講じる。

◇是正・救済

- ・人権への負の影響を受けた外国人材等の視点に立ち、適切な手続きにより是正・救済を行う。
- ・外国人材等が人材に関する相談・通報ができる体制を整備する。

◇ステークホルダーとの対話

- ・対話を通じて人権に対する負の影響の把握と改善を行う。

◇人権保護方針の理解促進

- ・構成員企業内のみならず、関係するビジネスパートナー等への啓発を継続的に行う。

第2 人権保護方針

◇国際的に認められた人権の尊重

- ・「国際人権章典」、ILO宣言に規定されている原則に表明されている人権並びに関連する法令における人権を尊重。

◇人身取引・強制労働の防止

- ・人身取引及び強制労働を禁止し、これらを知った際は適切な対応に努める。

◇差別及びハラスメントの禁止・防止

- ・人種、民族、言語、文化など不合理な差別及びハラスメントを行わず、ビジネスパートナーを含むすべての人々に対して差別及びハラスメントの禁止・防止を求める。

◇プライバシーの尊重

- ・外国人材のプライバシーの権利を尊重し法令に従った取り扱いとし、すべての個人データを適切な方法で管理する。

◇労働条件の確保

- ・外国人材の派遣先での処遇等については関係法令を遵守し、外国人材に対して労働条件を説明する際は、母国語などの言語で適切に説明する。

◇安全衛生環境の整備

- ・外国人材の労働環境及び生活環境において、必要な配慮が日本人同様に行われているか確認し、不具合がある場合は改善を図る。

◇理解の促進

- ・外国人材の宗教や文化の違いによる行動について理解醸成を図る。
- ・外国人材に対して、日本の文化や習慣への理解を促進する。

【参考】

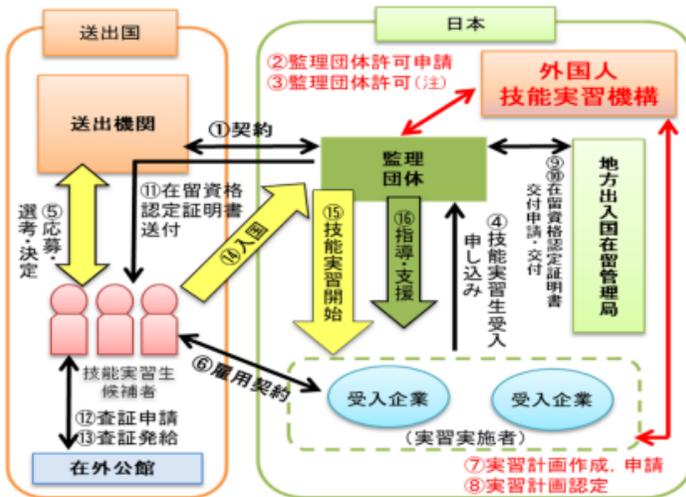
出入国在留管理庁・厚生労働省 公表資料

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約40万人在留している。
※令和5年末時点

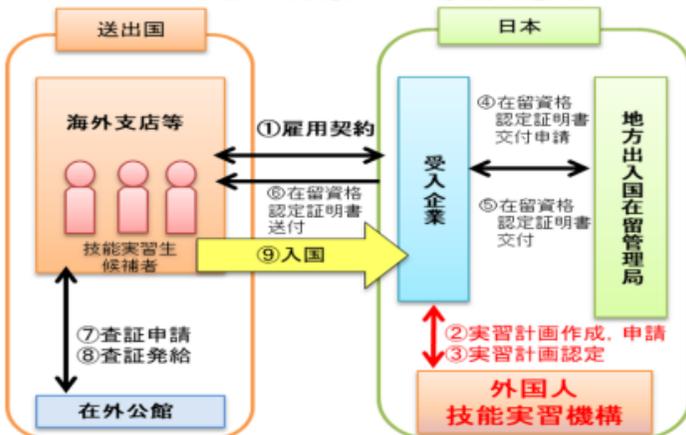
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

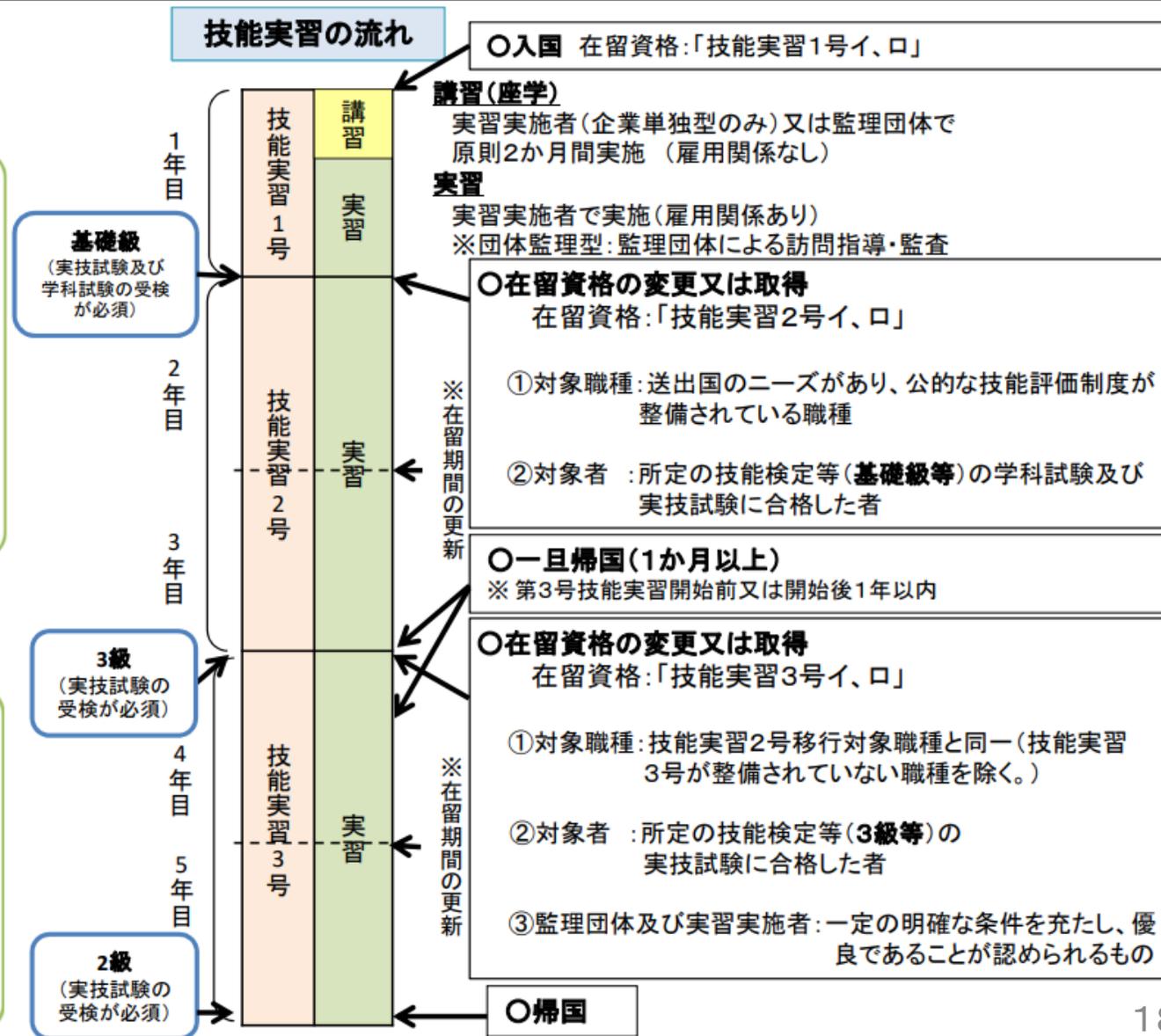


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和5年末時点：404,556人）

1 農業関係（2職種6作業）（30,171人）

職種名	作業名	在留者数
耕種農業 ● (24,466人)	施設園芸	13,431
	畑作・野菜	10,538
	果樹	497
畜産農業 ● (5,705人)	養豚	1,146
	養鶏	1,999
	酪農	2,560

2 漁業関係（2職種10作業）（3,103人）

職種名	作業名	在留者数
漁船漁業 ● (1,348人)	かつお一本釣り漁業	273
	延縄漁業	41
	いか釣り漁業	119
	まき網漁業	470
	ひき網漁業	257
	閉し網漁業	32
	定置網漁業	115
	かに・スズキガニ漁業	40
	樽受網漁業△	1
	ほたてがい・まがき養殖	1,755

3 建設関係（2職種33作業）（92,015人）

職種名	作業名	在留者数
さく井 (450人)	ハーカッション式さく井工事	109
	ロータリー式さく井工事	341
建築板金 (2,218人)	ダクト板金	902
	内外装板金	1,316
冷凍空調調和機器施工 (844人)	冷凍空調調和機器施工	844
建具製作 (302人)	木製建具手加工	302
建築大工 (4,232人)	大工工事	4,232
型枠施工 (11,107人)	型枠工事	11,107
鉄筋施工 (9,952人)	鉄筋組立て	9,952
とび (26,542人)	とび	26,542
石材施工 (505人)	石材加工	256
	石張り	249
タイル張り (900人)	タイル張り	900
かわらぶき (493人)	かわらぶき	493
左官 (3,261人)	左官	3,261
配管 (3,556人)	建築配管	2,803
	プラント配管	753
防錆塗装施工 (1,377人)	保温保冷工事	1,377
内装仕上げ施工 (4,917人)	プラスチック系床仕上げ工事	410
	カーペット系床仕上げ工事	198
	網張下地工事	691
	ボード仕上げ工事	2,874
	カーテン工事	744
サッシ施工 (463人)	ビル用サッシ施工	463
防水施工 (3,658人)	シーリング防水工事	3,658
コンクリート打設施工 (863人)	コンクリート打設工事	863
ウエルポイント施工 (47人)	ウエルポイント工事	47
塗装 (752人)	塗装	752
	押土・壁地	400
建設機械施工 ● (15,331人)	橋込み	775
	掘削	10,392
	締固め	3,764
	掘削	245

4 食品製造関係（11職種18作業）（78,361人）

職種名	作業名	在留者数
缶詰巻替 ● (542人)	缶詰巻替	542
食品処理加工業 ● (4,177人)	食品処理加工	4,177
加熱性水産加工食品製造業 ● (5,740人)	節類製造	447
	加熱乾製品製造	949
	調味加工品製造	4,269
	くん製品製造	75

4 食品製造関係（11職種18作業）（続き）

職種名	作業名	在留者数
非加熱性水産加工食品製造業 ● (13,612人)	塩漬品製造	6,629
	乾製品製造	2,173
	発酵食品製造	1,024
	調理加工品製造	396
	生食用加工品製造	3,390
水産練り製品製造 (1,310人)	かまぼこ製品製造	1,310
水産魚肉処理加工業 ● (2,940人)	牛豚部分肉製造	2,940
ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (2,471人)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,471
パン製造 (5,386人)	パン製造	5,386
そう菜製造業 ● (38,538人)	そう菜加工	38,538
農産物漬物製造業 ● △ (6,27人)	農産物漬物製造	6,27
医療・福祉施設給食製造 ● △ (3,018人)	医療・福祉施設給食製造	3,018

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）（25,650人）

職種名	作業名	在留者数
紡績運転 ● (673人)	紡績工程	65
	精紡工程	203
	巻糸工程	28
	台ねん糸工程	377
織布運転 ● (1,190人)	準備工程	171
	製織工程	996
	仕上工程	23
染色 (592人)	染液染	157
	織物・ニット浸染	435
ニット製品製造 (349人)	靴下製造	266
	丸編みニット製造	83
たて編ニット生地製造 ● (190人)	たて編ニット生地製造	190
婦人子供服製造 (17,288人)	婦人子供服縫製	17,288
紳士服製造 (1,158人)	紳士服縫製	1,158
下着類製造 ● (904人)	下着類製造	904
寝具製作 (463人)	寝具製作	463
カーペット製造 ● △ (169人)	織しゅうたん製造	2
	タフテッドカーペット製造	27
帆布製品製造 (916人)	帆布製品製造	916
布はく縫製 (235人)	ワイシャツ縫製	235
座席シート縫製 ● (1,523人)	自動車シート縫製	1,523

6 機械・金属関係（17職種34作業）（57,260人）

職種名	作業名	在留者数
鍛造 (3,384人)	鍛鉄物鍛造	2,325
	非鉄金属鍛造	1,059
鍛造 (411人)	ハンマ型鍛造	106
	プレス型鍛造	305
タイカスト (1,673人)	ホットチャンハタイカスト	152
	コールドチャンハタイカスト	1,521
機械加工 (10,375人)	普通旋盤	2,266
	フライス盤	1,796
	設備制御調整	3,497
	マシニングセンタ	2,816
金属プレス加工 (8,726人)	金属プレス	8,726
鉄工 (5,074人)	構造物鉄工	5,074
工場板金 (3,705人)	機械板金	3,705
めっき (2,890人)	電気めっき	2,318
	溶融亜鉛めっき	572
アルミニウム陽極酸化処理 (404人)	陽極酸化処理	404
仕上げ (2,134人)	治工員仕上げ	291
	金型仕上げ	283
機械検査 (5,697人)	機械組立仕上げ	1,560
機械保全 (1,944人)	機械検査	5,697
	機械保全	1,944
電子機器組立て (7,762人)	電子機器組立て	7,762

6 機械・金属関係（17職種34作業）（続き）

職種名	作業名	在留者数
電気機器組立て (1,994人)	回転電機組立て	373
	変圧器組立て	67
	配電盤・制御盤組立て	915
	開閉制御器具組立て	319
	回転電機巻線製作	320
プリント配線板製造 (1,085人)	プリント配線板設計	16
	プリント配線板製造	1,069
アルミニウム圧延・押出製品製造 ● △ (2人)	引抜加工	0
	仕上げ	2
金属熱処理業 ● (0人)	全体熱処理	0
	表面熱処理（焼戻・焼戻酸化・窒化）	0
	部分熱処理（局部焼戻処理・表熱処理）	0

7 その他（21職種38作業）（109,945人）

職種名	作業名	在留者数
器具製作 (2,161人)	家具手加工	2,161
	オフセット印刷	1,258
	グラビア印刷 ● △ (1,592人)	334
製本 (1,920人)	製本	1,920
	圧縮成形	1,667
	射出成形	15,406
	インフレーション成形	693
	フロー成形	1,155
強化プラスチック成形 (852人)	手積み積層成形	852
塗装 (13,251人)	建築塗装	3,517
	金属塗装	5,579
	鋼橋塗装	544
	噴霧塗装	3,611
溶接 ● (21,238人)	手溶接	3,187
	半自動溶接	18,051
工業包装 (14,148人)	工業包装	14,148
	印刷刷打抜き	606
紙器・段ボール箱製造 (2,199人)	印刷組箱	426
	粘箱製造	201
	段ボール箱製造	966
陶磁器工業製品製造 ● (261人)	機械ろくろ成形	53
	圧力鋳込み成形	42
ハット印刷	166	
自動車整備 ● (4,381人)	自動車整備	4,381
ビルクリーニング (6,483人)	ビルクリーニング	6,483
介護 ● (15,909人)	介護	15,909
リネンサプライ ● △ (2,200人)	リネンサプライ仕上げ	2,200
コンクリート製品製造 ● (1,696人)	コンクリート製品製造	1,696
宿泊 ● △ (1,335人)	接客・衛生管理	1,335
RF製造 ● (99人)	RF製造	99
鉄道施設保守整備 ● (75人)	軌道保守整備	75
ゴム製品製造 ● △ (1,222人)	成形加工	943
	押出し加工	170
	混練り圧延加工	85
	複合積層加工	24
鉄道車両整備 ● (2人)	走行装置検修・解き装	2
	空気装置検修・解き装	0
木材加工 ● △ (0人)	機械製材	0

8 主務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業）（2職種4作業）（103人）

職種名	作業名	在留者数
空港グランドハンドリング ● (103人)	航空機地上支援	0
	航空貨物取扱	59
ボイラーメンテナンス ● △ (0人)	客室清掃△	44
	ボイラーメンテナンス	0

9 その他非移行対象職種等（7,948人）

（注1）項目ごとについている括弧内の人数は、各項目別の在留者数。（注2）職種・作業別の在留者数は、令和5年末時点の速報値である。（注3）職種・作業の項目は令和5年10月31日時点。（注4）●の職種：技能実習評価試験に係る職種。（注5）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 在留者数：251,594人（令和6年6月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 在留者数：153人（令和6年6月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野）**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業
 （赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）
 （「自動車運送業」は分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。）

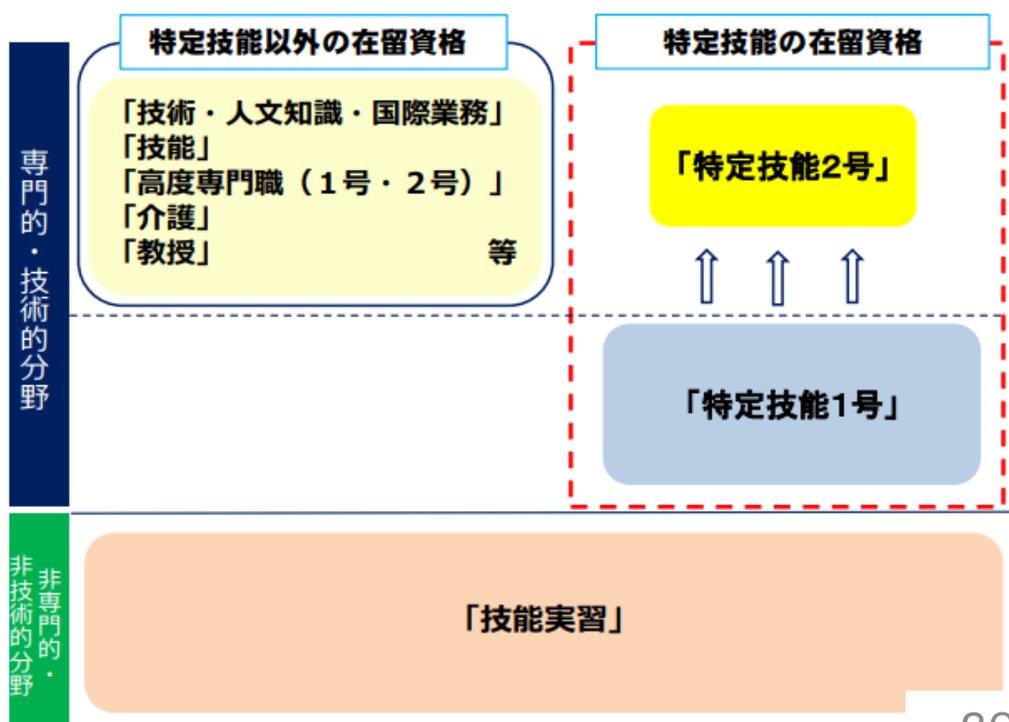
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 [10業務区分]	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 [3業務区分]	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 [3業務区分]	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 [1業務区分]	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]	直接
	自動車運送業※	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 [3業務区分]	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) [5業務区分]	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	直接 派遣
	飲料品製造業	139,000人	飲料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・飲料品製造業全般(飲料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) [1業務区分]	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) [1業務区分]	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 [1業務区分]	直接

※自動車運送業分野については、分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

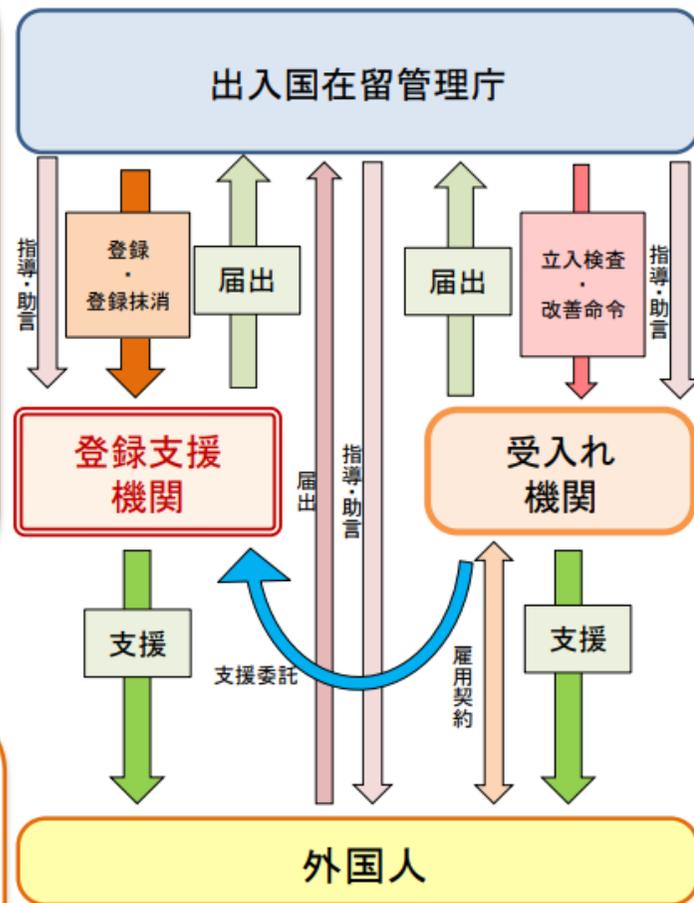
登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

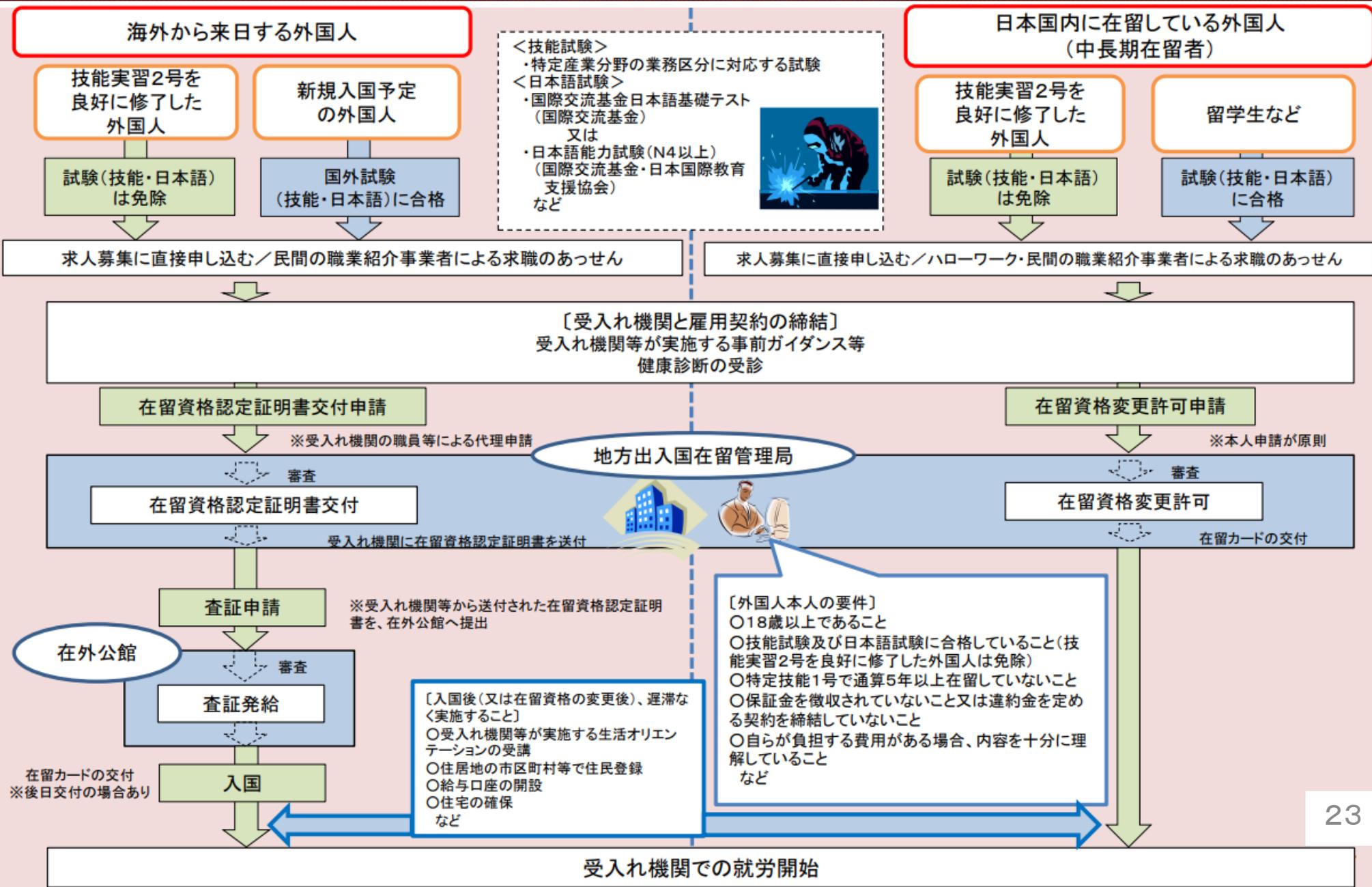
- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



制度概要③就労開始までの流れ



ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようになるための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。
※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。
※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(12ページ参照)の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(13ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



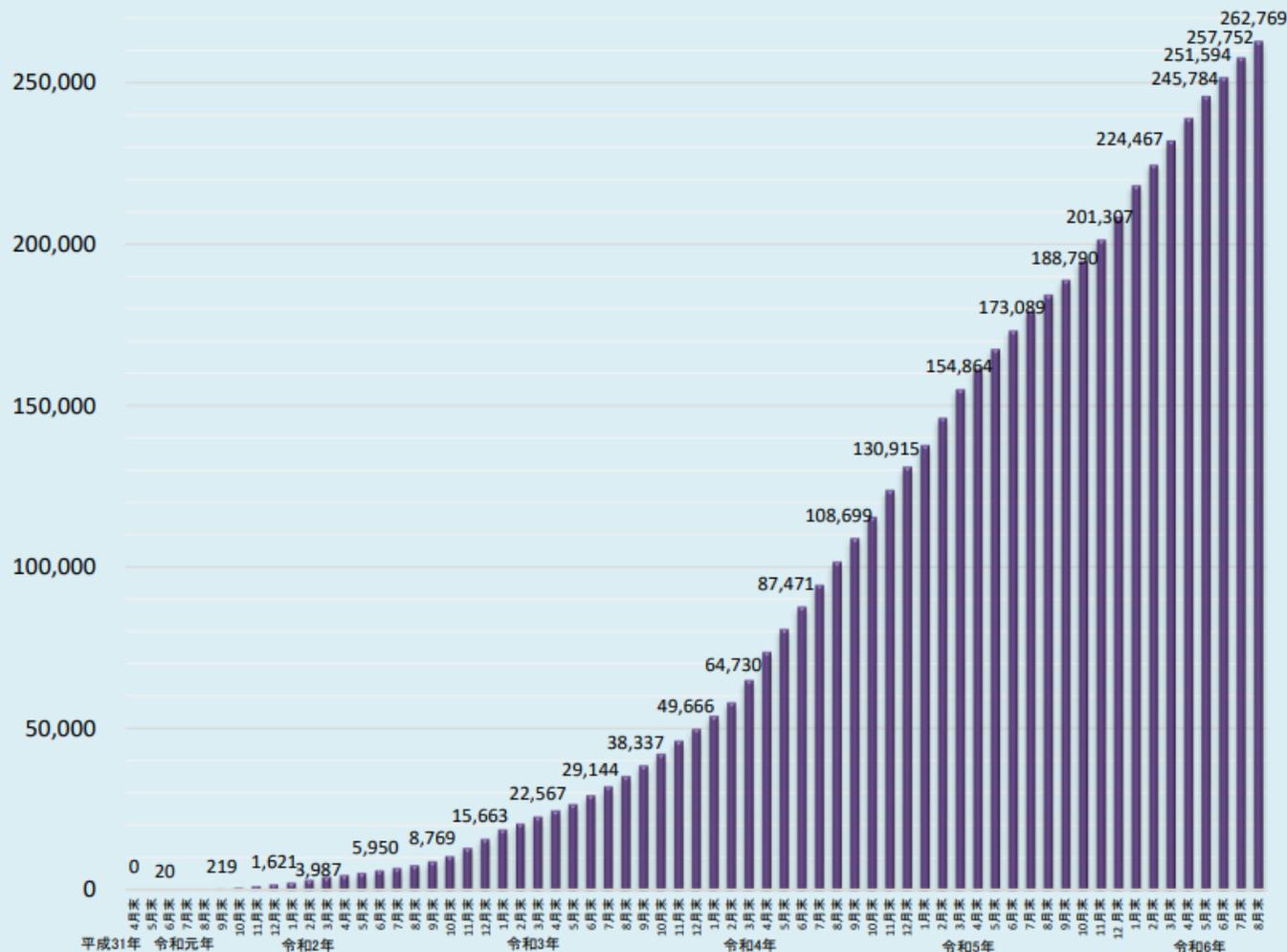
⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



特定技能1号在留外国人数(令和6年8月末現在:速報値)

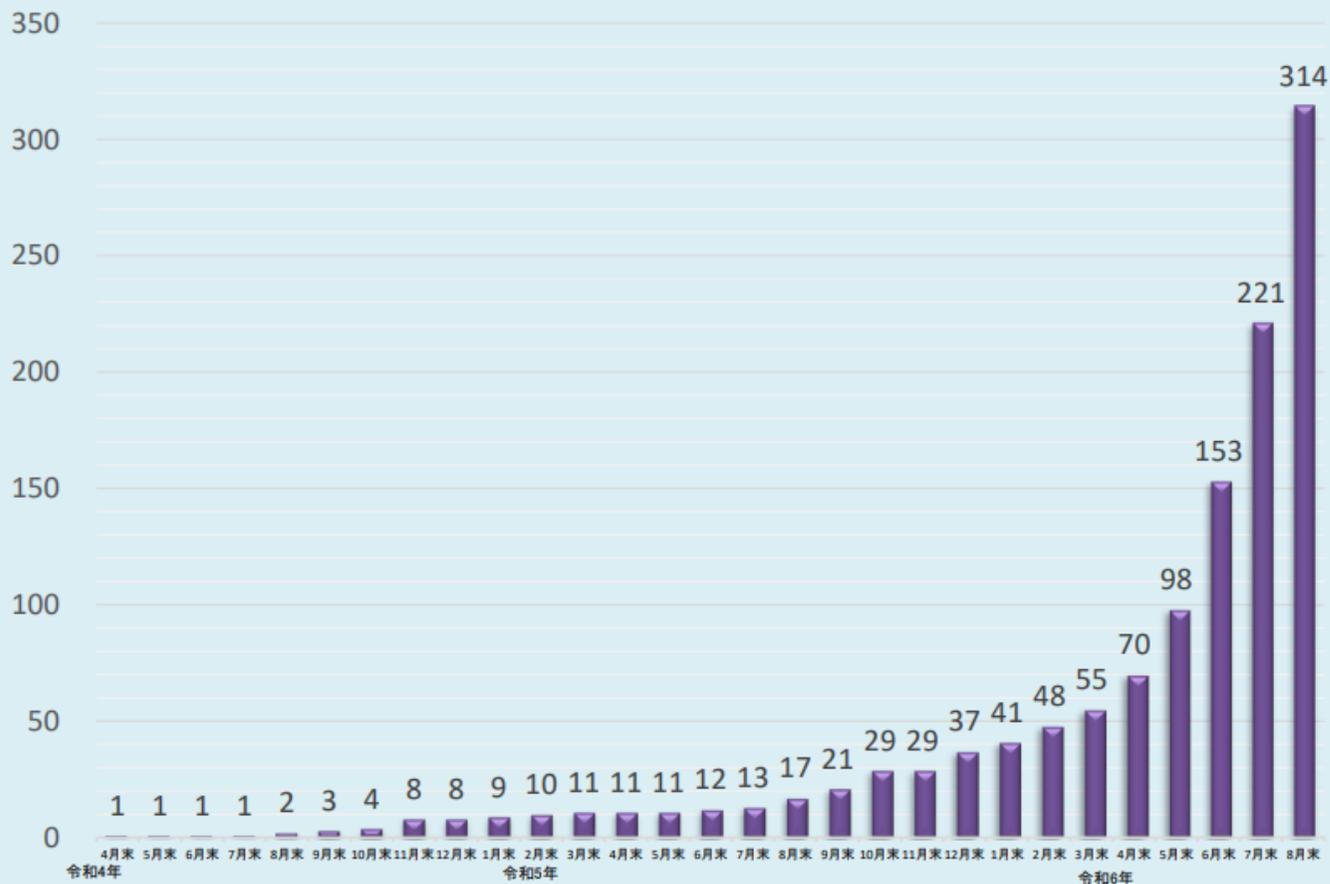
特定技能1号在留外国人数 262,769人



分野	人数
介護	39,011人
ビルクリーニング	5,062人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	44,626人
建設	33,948人
造船・船用工業	9,117人
自動車整備	2,955人
航空	1,014人
宿泊	531人
農業	28,918人
漁業	3,221人
飲食料品製造業	71,540人
外食業	22,826人

特定技能2号在留外国人数(令和6年8月末現在:速報値)

特定技能2号在留外国人数 314人



分野	人数
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	45人
建設	112人
造船・船用工業	43人
宿泊	1人
農業	42人
飲食料品製造業	41人
外食業	30人

(注)「特定技能2号」の在留資格は令和4年4月に初めて許可。

特定技能制度運用状況③

特定技能在留外国人数(令和6年6月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 251,747人(注2)

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	10,869	1,154	1,734	2,465	412	1,218	1,806	12,872	4,723	8,041	15,530	15,185	14,920	13,645	1,957	2,354	2,645	1,441	1,889	5,430	6,004	7,734	20,757	5,754
構成比	4.3%	0.5%	0.7%	1.0%	0.2%	0.5%	0.7%	5.1%	1.9%	3.2%	6.2%	6.0%	5.9%	5.4%	0.8%	0.9%	1.1%	0.6%	0.8%	2.2%	2.4%	3.1%	8.2%	2.3%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	3,006	4,879	16,543	8,941	1,688	936	595	735	4,229	8,689	2,255	1,124	3,911	3,580	1,135	8,962	1,736	2,625	5,098	2,136	1,724	3,724	2,446	511
構成比	1.2%	1.9%	6.6%	3.6%	0.7%	0.4%	0.2%	0.3%	1.7%	3.5%	0.9%	0.4%	1.6%	1.4%	0.5%	3.6%	0.7%	1.0%	2.0%	0.8%	0.7%	1.5%	1.0%	0.2%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング	ビル	製造業 情報関連 電気・電子 産業機械・ 素材材	建設	造船・ 船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	製造業 飲食品 製造業	外食業
在留数	36,719	4,635		44,067	31,919	8,726	2,858	959	492	27,807	3,035	70,213	20,317
構成比	14.6%	1.8%		17.5%	12.7%	3.5%	1.1%	0.4%	0.2%	11.0%	1.2%	27.9%	8.1%

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	ミャンマー	中国	カンボジア	ネパール	タイ	その他
在留数	126,832	44,305	25,311	19,059	15,696	5,461	5,386	5,178	4,519
構成比	50.4%	17.6%	10.1%	7.6%	6.2%	2.2%	2.1%	2.1%	1.8%

(注1)小数点第二位で四捨五入。

(注2)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(153人)を含む。

特定技能制度運用状況⑤

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和6年6月末現在)(速報値)(注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)				合格者数(人)							
		令和6年6月末		令和6年6月末		令和5年12月末				令和5年6月末			
		特定技能1号	特定技能2号	特定技能1号	特定技能2号	特定技能1号	特定技能2号	特定技能1号	特定技能2号	特定技能1号	特定技能2号	特定技能1号	特定技能2号
介護(注2)	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・バングラデシュ・スリランカ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	118,234	特定技能1号 118,234	87,371	特定技能1号 87,371	72,018	特定技能1号 72,018	56,138	特定技能1号 56,138	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号
			特定技能2号		特定技能2号		特定技能2号		特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号	
ビルクリーニング	国内・海外5か国 フィリピン・カンボジア・ インドネシア・ミャンマー・タイ	10,859	特定技能1号 10,829	9,104	特定技能1号 9,101	6,340	特定技能1号 6,340	3,749	特定技能1号 3,749	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号
			特定技能2号 30		特定技能2号 3		特定技能2号 0		特定技能2号 0	特定技能2号 0	特定技能2号 0		
素形材・産業機械・ 電気電子情報関連 製造業	国内・海外4か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・タイ	6,640	特定技能1号 6,016	1,272	特定技能1号 947	1,070	特定技能1号 913	829	特定技能1号 829	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号
			特定技能2号 624		特定技能2号 325		特定技能2号 157		特定技能2号 0	特定技能2号 0			
建設	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・バングラデシュ・スリランカ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	5,753	特定技能1号 4,490	1,973	特定技能1号 1,853	1,581	特定技能1号 1,581	1,275	特定技能1号 1,275	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号
			特定技能2号 1,263		特定技能2号 120		特定技能2号 0		特定技能2号 0	特定技能2号 0			
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	324	特定技能1号 233	299	特定技能1号 214	249	特定技能1号 197	160	特定技能1号 160	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号
			特定技能2号 91		特定技能2号 85		特定技能2号 52		特定技能2号 0	特定技能2号 0			
自動車整備	国内・海外2か国 フィリピン・バングラデシュ	4,924	特定技能1号 4,924	3,365	特定技能1号 3,365	2,543	特定技能1号 2,543	1,918	特定技能1号 1,918	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号
			特定技能2号 0		特定技能2号 0		特定技能2号 0		特定技能2号 0	特定技能2号 0			
航空	国内・海外5か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ モンゴル・スリランカ	4,850	特定技能1号 4,850	3,066	特定技能1号 3,066	2,240	特定技能1号 2,240	1,530	特定技能1号 1,530	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号
			特定技能2号 0		特定技能2号 0		特定技能2号 0		特定技能2号 0	特定技能2号 0			
宿泊	国内・海外7か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ミャンマー・ バングラデシュ・スリランカ・インド	12,632	特定技能1号 12,599	6,698	特定技能1号 6,694	5,217	特定技能1号 5,217	4,644	特定技能1号 4,644	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号
			特定技能2号 33		特定技能2号 4		特定技能2号 0		特定技能2号 0	特定技能2号 0			
農業	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・バングラデシュ・スリランカ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	64,516	特定技能1号 63,890	56,743	特定技能1号 56,555	49,114	特定技能1号 49,102	37,645	特定技能1号 37,645	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号
			特定技能2号 626		特定技能2号 188		特定技能2号 12		特定技能2号 0	特定技能2号 0			
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	2,310	特定技能1号 2,310	1,403	特定技能1号 1,403	1,107	特定技能1号 1,107	732	特定技能1号 732	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号
			特定技能2号 0		特定技能2号 0		特定技能2号 0		特定技能2号 0	特定技能2号 0			
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	99,823	特定技能1号 99,415	68,861	特定技能1号 68,713	58,892	特定技能1号 58,892	49,227	特定技能1号 49,227	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号
			特定技能2号 408		特定技能2号 148		特定技能2号 0		特定技能2号 0	特定技能2号 0			
外食業	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ ミャンマー・タイ・スリランカ	106,181	特定技能1号 105,889	71,728	特定技能1号 71,615	56,749	特定技能1号 56,749	39,432	特定技能1号 39,432	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号	特定技能2号
			特定技能2号 292		特定技能2号 113		特定技能2号 0		特定技能2号 0	特定技能2号 0			
合計		437,046	特定技能1号 433,679	311,883	特定技能1号 310,897	257,120	特定技能1号 256,899	197,279	特定技能1号 197,279	特定技能2号 3,367	特定技能2号 986	特定技能2号 221	特定技能2号 0

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)		合格者数(人)	
		令和6年6月末		令和6年6月末		令和5年12月末	
		令和6年6月末	令和5年12月末	令和6年6月末	令和5年12月末	令和5年6月末	令和5年12月末
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外11か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ ウズベキスタン・バングラデシュ	205,964	86,726	73,055	49,119		

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和6年6月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している。

(注2) 介護分野の介護日本語評価試験については、受験者数及び合格者数に計上していない。

(注3) 令和6年6月末現在、特定技能2号の試験については国内のみで実施。

(注4) 令和6年3月29日、閣議決定により追加が決定された「自動車運送業」、「鉄道」、「林業」及び「木材産業」の4分野の試験については、令和6年6月末現在実施に向けて整備中。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

技能実習制度・特定技能制度の検討条項

○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成29年（2017年）11月1日）

○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）附則

（検討）

第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成31年（2019年）4月1日）



有識者会議の開催

上記2つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。

① 見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての三つの視点（ビジョン）

国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行う。

外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること

安全安心・共生社会

全ての人々が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとする

見直しの四つの方向性

- 1 技能実習制度を人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
- 2 外国人材に我が国が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行を図ること
- 3 人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること
- 4 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

留意事項

- 1 現行制度の利用者等への配慮
見直しにより、現行の技能実習制度及び特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないように、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないように、きめ細かな配慮をすること
- 2 地方や中小零細企業への配慮
とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業において人材確保が図られるように配慮すること

② 提言

1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等

- ・ 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- ・ 基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- ・ 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
※現行の企業単独型技能実習のうち、新たな制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新たな制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新たな制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- ・ 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- ・ 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価(育成開始から1年経過・育成終了時まで)に試験を義務付け。
- ・ 季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- ・ 特定技能制度の考え方と同様、新たな制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- ・ 新たな制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新たな制度における転籍の在り方

- ・ 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- ・ これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
 - 計画的な人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超/技能検定試験基礎級等・日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格/転籍先機関の適正性(転籍者数等))を設け、同一業務区分に限る。
- ・ 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
- ・ 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- ・ 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新たな制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- ・ 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- ・ 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- ・ 監理団体の許可要件等厳格化。
 - 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化による独立性・中立性確保。
 - 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- ・ 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。
※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6 特定技能制度の適正化方策

- ・ 新たな制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
 - ①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
 - ②日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格
※当分の間は相当講習受講も可
- ・ 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- ・ 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化/支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- ・ 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- ・ 地方入管、新たな機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用に排除。
- ・ 制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整等、制度運用の中心的役割。
- ・ 業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- ・ 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- ・ 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

8 送出機関及び送出しの在り方

- ・ 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- ・ 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- ・ 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- ・ 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
 - 就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講特定技能1号移行時にA2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可
 - 特定技能2号移行時にB1相当以上の試験(日本語能力試験N3等)合格
※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする(4、6に同じ)。
- ・ 日本語教育支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- ・ 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他(新たな制度に向けて)

- ・ 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- ・ 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- ・ 現行制度の利用者等に不当な不利益を生じさせず、急激な変化を緩和するため、本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- ・ 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- ・ 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。

両制度の在り方については、有識者会議最終報告書を踏まえ、共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ、以下の方針で検討を進める。

1 総論

- 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設。
- 企業単独型技能実習のうち、育成就労制度とは趣旨・目的を異にするものの引き続き実施する意義のあるものは、別の枠組みで受入れを検討。
- 特定技能制度については、適正化を図った上で存続。

2 外国人の人材確保

- ### (1) 受入れ対象分野
- 「特定産業分野」に限定して設定。
 - 技能実習2号対象職種のうち、特定産業分野があるものは原則受入れ対象分野として認める方向で検討。技能実習が行われている職種のうち、対応する特定産業分野がないものは、現行制度が当該職種に係る分野において果たしてきた人材確保の機能の実態を確認した上で、特定産業分野への追加を検討。
- ### (2) 受入れ見込数
- 対象分野ごとに受入れ見込数を設定し、受入れ上限数として運用。
- ### (3) 設定の在り方
- 有識者・労使団体等で構成する新たな会議体の意見を踏まえて政府が判断。
- ### (4) 地域の特性等を踏まえた人材確保
- 自治体が地域協議会に積極的に参画し、受入れ環境整備等に取り組む。
 - 季節性のある分野で、業務の実情に応じた受入れ形態等を検討。

3 外国人の人材育成

- ### (1) 人材育成の在り方
- 基本的に3年間の就労を通じた育成期間において特定技能1号の技能水準の人材を育成。業務区分の中で主たる技能を定め、計画的に育成・評価。
- ### (2) 人材育成の評価方法
- 以下の試験合格等を要件とする。
 - ①就労開始前 日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講
※受入れ機関は1年経過時までと同試験（ただし、既に合格している場合を除く。）及び技能検定試験基礎級等を受験させる。
※日本語能力に関しては現行の取扱いを踏まえ各分野でより高い水準を設定可。以下同じ。
 - ②特定技能1号移行時 技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
日本語能力A2相当以上の試験（N4等）合格
※試験等に不合格となった者について、最長1年の在留継続を認める。
 - ③特定技能2号移行時 特定技能2号評価試験等合格/日本語能力B1相当以上の試験（N3等）合格
- ### (3) 日本語能力の向上方策
- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の仕組みを活用するとともに、受入れ機関が支援に積極的に取り組むためのインセンティブを設ける。
 - A1相当からA2相当までの範囲内で設定される水準の試験を含む新たな試験の導入や受験機会の確保の方策を検討するとともに、日本語教材の開発等、母国における受験準備のための日本語学習支援の実施等を進める。

4 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上

- ### (1) 「やむを得ない事情がある場合」の転籍
- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに手続を柔軟化。現行制度下においても速やかに運用改善を図る。
- ### (2) 本人の意向による転籍
- (1)の場合以外は、3年間一つの受入れ機関での就労が効果的であり望ましいものの、以下を満たす場合に同一業務区分内に限り本人意向による転籍を認める。
 - ア 同一の機関において就労した期間が一定の期間（注1）を超えている
 - イ 技能検定試験基礎級等・一定水準以上の日本語能力に係る試験に合格（注2）
 - ウ 転籍先が、適切であると認められる一定の要件を満たす
 - （注1）当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに1年～2年の範囲内で設定。人材育成の観点を踏まえた上で1年とすることを目指しつつも、1年を超える期間を設定する場合、1年経過後は、昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討。
 - （注2）各分野で、日本語能力A1相当の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で設定。
- 転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等について、転籍前の受入れ機関が正当な補填を受けられるようにするための仕組みを検討。
 - 転籍の仲介状況等に係る情報を把握。不法就労助長罪の法定刑を引き上げ適切な取締りを行う。当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない。

5 関係機関の在り方

- ### (1) 監理支援機関・登録支援機関
- 監理団体（監理支援機関）について、受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限、外部監査人の設置の義務化等により独立性・中立性を担保。
 - 特定技能外国人の支援業務の委託先を登録支援機関に限定。
- ### (2) 受入れ機関
- 受入れ機関の要件を適正化。適正な受入れに必要な方策を講ずる。
- ### (3) 送出機関
- 二国間取決め（MOC）を新たに作成し、悪質な送出機関排除に向けた取組を強化するとともに、原則として、MOC作成国からのみ受入れ。
 - 手数料等の情報の透明性を高めるとともに、手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みを導入し、外国人の負担軽減を図る。
- ### (4) 外国人育成就労機構
- 外国人技能実習機構を外国人育成就労機構に改組、特定技能外国人への相談援助業務も行わせるとともに、監督指導機能や支援・保護機能を強化。

6 その他

- 制度所管省庁は、制度全体の適正な運用の上で中心的な役割を果たす。
- 業所管省庁は、必要な受入れ環境整備等に資する取組を行う。
- 人権侵害行為に対しては現行制度下でも迅速に対処。
- 移行期間を確保し丁寧な事前広報を行い、必要な経過措置を設ける。
- 新制度の施行後も制度の運用状況について不断の検証と必要な見直しを行う。
- 永住許可制度を適正化。

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐるとの状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））

（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」（特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの）に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(**育成就労法**)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、**育成就労の期間が3年以内（注3）**であること、**業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）**に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①**やむを得ない事情がある場合**や、②**同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）**を満たす場合（**本人意向の転籍**）を行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、**外部監査人の設置を許可要件とする**。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

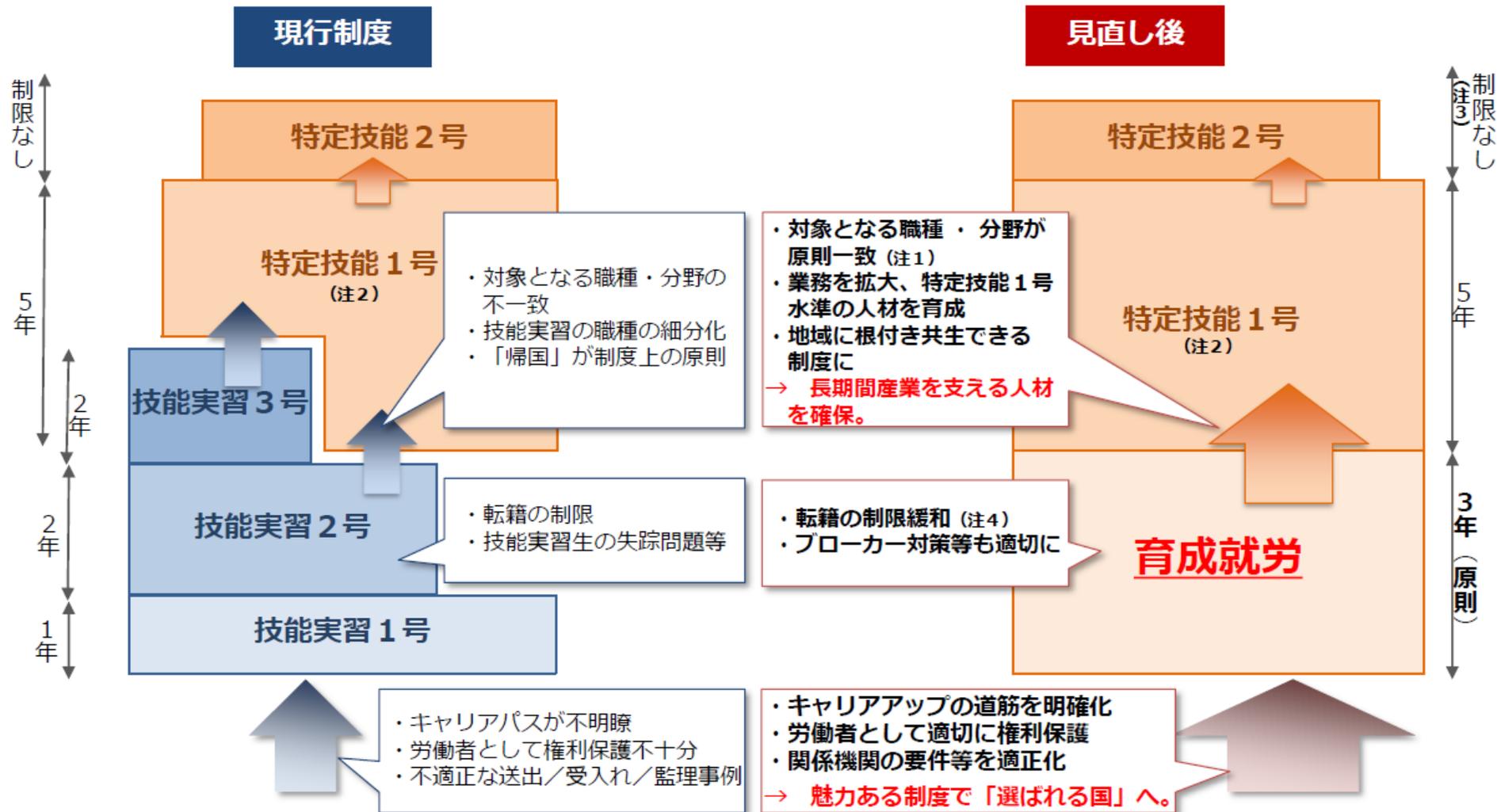
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や**送出国に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入**など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

技能レベル

高

- (就労開始までに)
- 日本語能力A1相当以上の試験 (日本語能力試験 (JLPT) のN5等) 合格
or
 - それに相当する日本語講習の受講

- 技能検定基礎級等 +
 - 日本語試験 (A1相当以上の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で各分野ごとに設定)
- ⇒これらの試験への合格が
本人意向の転籍の条件

- 技能検定試験3級や特定技能1号評価試験 +
 - 日本語能力A2相当以上の試験 (JLPTのN4等)
- ※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能1号で入国することも可。

- 特定技能2号評価試験 +
- 日本語能力B1相当以上の試験 (JLPTのN3等)

育成就労
(3年間)
(注1)

受入れの範囲：育成就労産業分野
(注2)

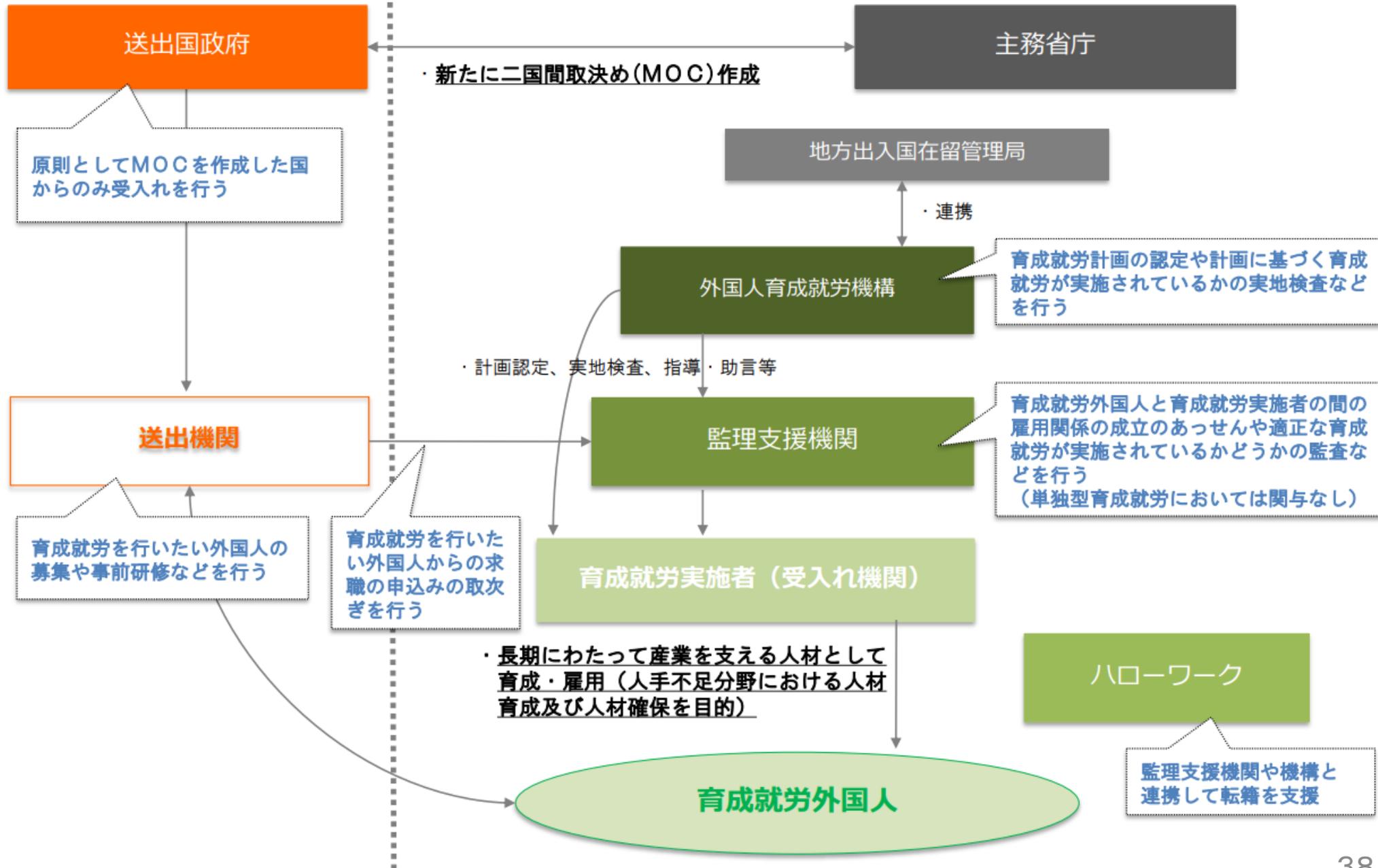
特定技能1号
(5年間)

特定技能2号
(制限なし)

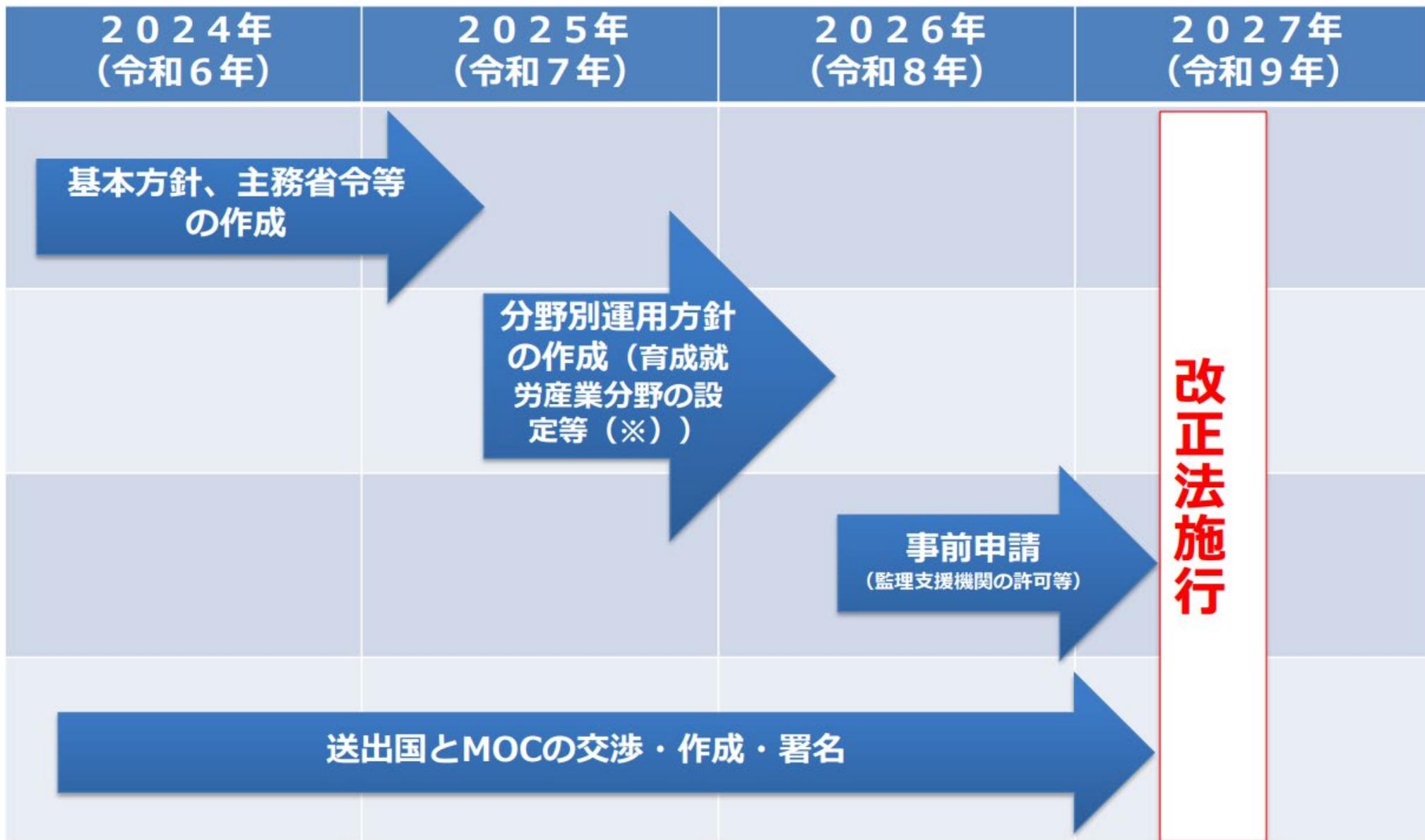
(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度の関係機関のイメージ



施行までのスケジュール（予定）



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます**（注1）。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成就労に移行することはできません**。

（注1）施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。

施行日（令和9年予定）

入国

①施行日前に入国し、施行日時点で現に技能実習を行っている場合は、引き続き技能実習を行うことができます。

申請

入国

②施行日前に技能実習計画（注2）の認定の申請をしている場合は、施行日以後に技能実習生として入国できる場合があります。

（注2）施行日から3か月以内に開始することを内容とする技能実習計画に限ります。また、技能実習計画は、施行日以後に認定される場合があります。

入国

出国



施行日前に既に技能実習を終えて出国している場合は、技能実習生として再度入国することはできません（注3）。

（注3）技能実習を行っていた期間や職種によっては、育成就労外国人として再度入国することができる場合があります。

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

- CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための共通の基盤として示したもので、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。
- 日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度（抜粋） 日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの		<参考>日本語能力試験（JLPT）	<参考>日本語基礎テスト（JFT-Basic）	<参考>就労場面での「できることリスト」 【厚労省・外国人就労・定着支援事業】	<参考>英検とCEFRとの対応 （英検協会HPより）	
言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。	—	—	—	
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。	—	—	1級	
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。	(N1~N3) ※	—	1~準1級	
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。	—	—	準1~2級	
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。	N4 ※	合格	顧客等とのやりとり有り 不明なことがあった場合、上司等が助けてくれれば実施可能な業務 レジ打ち等の接客、配達、介護、調理 など	2~準2級
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	(N5) ※	—	顧客等とのやりとり無し 上司・同僚から簡単な指示を受けて行う単独業務 検品・袋詰め・仕分け、農作物収穫、清掃・洗濯 など	3級

各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

※日本語能力試験のN5~N1のレベルと「日本語教育の参照枠」の各レベルとは対応付け実証作業中で上記対応付けは暫定表示（2025年第1回（7月）試験より発表予定）。 41

技能実習制度における「やむを得ない事情」がある場合の転籍の改善について

現行の「やむを得ない事情」の例

- ・ 実習実施者の経営上・事業上の都合
- ・ 実習認定の取消し
- ・ 実習実施者における労使間の諸問題
- ・ 実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題 など

現行の運用の課題

- ① 該当性に関する課題：実習実施者における労使間の諸問題や対人関係の諸問題にどのような場合が当たるか不明確
- ② 手続に関する課題：技能実習生と実習実施者の意見が食い違う場合には、転籍の手続に時間を要する
- ③ 生活支援に関する課題：転籍先を確保するまでの期間が長期化する場合の技能実習生に対する生活支援が不十分 など

改善のポイント

① 該当性に関する課題への解決策⇒やむを得ない事情を明確化する

- ・ 暴行や各種ハラスメント（暴言、脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラなど）を受けている場合

※ 直接被害を受けた技能実習生だけでなく、同僚の技能実習生についても対象

- ・ 重大悪質な法令違反行為があった場合

- ・ 重大悪質な契約違反行為があった場合

※ 雇用契約等の条件又は待遇と実態に、社会通念上、技能実習を継続し難いと認められる相違があり、技能実習生が実習実施者に是正を申し入れたが、是正されない場合

⇒ 上記については、外国人技能実習機構において技能実習計画の認定審査に際し、適切に判断

② 手続に関する課題の解決策⇒手続を明確化・柔軟化する

- ・ 技能実習生から実習実施者等へ転籍の申入れを行うための母国語で記した様式を整備
- ・ 事実関係の調査については、事案に即して、技能実習生から提出された録音や写真等の資料により、やむを得ない事情があると認められる場合には、転籍可

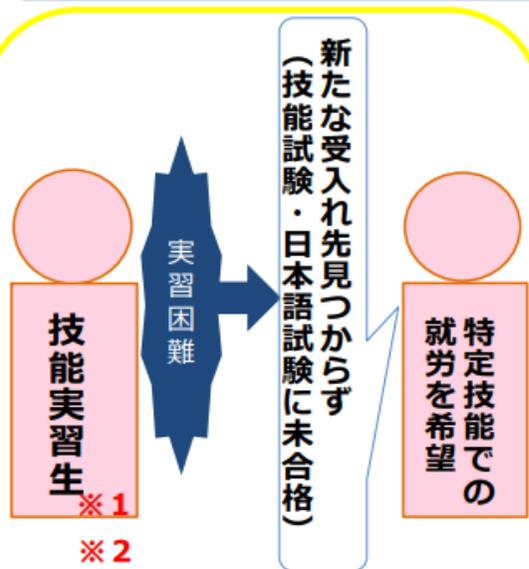
③ 生活支援に関する課題への解決策⇒在留管理制度上の措置を行う

- ・ 転籍に向けた手続の期間中で技能実習を行えない場合には、必要に応じ、週28時間以内に限り、一般的な就労を認める
- ・ 転籍先の確保ができなかった場合で、「特定技能」への移行を希望する場合などには、「特定技能」へ移行するための特定活動を付与

目的

受入れ機関における経営上・事業上の都合や労使間の諸問題などのやむを得ない事情（注）により、就労が継続できなくなった外国人が特定技能への移行を目指す場合に、技能試験や日本語試験を受験するまでの間、移行後の就労予定先で就労できるよう在留資格上の措置を講ずるもの。

（注） 監理団体、外国人技能実習機構が転籍支援に努めても転籍が困難であると認められる場合に限る。



雇用契約締結

許可の要件

- ・ 外国人に技能試験・日本語試験を受験させること
- ・ 特定技能外国人を1年以上受け入れた実績のある機関での雇用
- ・ 日本人と同等以上の報酬
- ・ 新たな受入れ機関が出入国・労働に関する法令を遵守しており、適正な受入れが見込まれる
- ・ 技能、日本語の修得の支援に加え、日常生活等に係る支援が見込まれる など

- ※ 技能実習の職種に関連して次の内容も要件とする。
 - ・ 技能実習を行っていた職種と同じ業務区分での就労であること
 - ・ 同じ職種での技能実習生を受け入れていない機関での就労であること

新たな受入れ機関で就労しながら技能試験・日本語試験合格

特定活動（就労可）
在留期間：1年
（試験不合格等の場合、一定の場合に限り更新可）

特定技能外国人

更新の要件

- 1回目
 - ・ 新たな受入れ機関における勤務状況が良好
 - ・ 試験合格のための十分な支援が行われたにも関わらず技能試験・日本語試験に合格できなかったと認められる
- 2回目
 - ・ 上記の2要件に加え、技能試験又は日本語試験のいずれかに合格

※ 更新後の在留期限が、本来予定していた技能実習2号までの在留期限を超えない場合に限る

※1 技能実習生については、監理団体等が3か月以上実習先変更に係る措置を講じた上で、転籍困難と判断した場合等に限る。

※2 以下の者についても本措置の対象とする。

- ・ 就労資格の外国人のうち、会社の倒産・解雇により活動の継続が困難となつてから、3か月を経過しても新たな雇用先が確保されていない者
- ・ 留学生のうち、卒業した又は卒業見込の者で、就労資格への変更を予定していたものの、内定取消し等された者